

# Disclosure 2020

## JA岩手県信連の現況





## CONTENTS

トップメッセージ	2
1. JA 岩手県信連をご理解いただくために	3
経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15
2. 取り扱い業務のご案内	25
貯金業務のご案内	26
融資業務のご案内	28
為替・証券業務のご案内	30
その他サービスのご案内	32
手数料のご案内	33
3. 財務内容のご報告	35
財務諸表	36
経営指標	52
損益の状況	53
貯金業務の状況	55
貸出金業務の状況	56
有価証券等の状況	61
為替・受託貸付金業務の状況	64
自己資本比率の状況（単体）	65
4. コンプライアンス等への取り組み	81
コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み	82
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	83
利用者保護への取り組み	84
利益相反管理方針の概要	85
個人情報保護への取り組み	86
金融ADR制度への対応	87
金融円滑化への取り組み	88
内部監査体制およびリスク管理体制	89
5. 当会のプロフィール	91
組織図・職員数	92
役員	93
店舗・会員数等	94
当会のあゆみ	95
6. 索引	96

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
 ※計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していることから、増減などが表示上の計算と一致しない場合があります。  
 ※構成比は100に調整しております。

## トップメッセージ



経営管理委員会会長  
小野寺 敬 作



代表理事理事長  
菅 原 和 則

みなさまには、平素より私ども岩手県信用農業協同組合連合会（愛称「JA岩手県信連」）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の業務運営方針や令和元年度の業績および業務内容をご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA岩手県信連の現況」を作成いたしました。ぜひご高覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いです。

当会は昭和23年の創立以来、農業専門金融機関ならびに地域金融機関として、岩手県農業の維持・発展および地域のみなさまに食の安全と安心をお届けすることを金融面からサポートするとともに、地域のみなさまの生活向上に資するべく幅広い金融サービスの提供に努めてまいりました。

さて、令和元年度の国内経済は、設備投資等の伸びを主因に前半は堅調に推移したものの、夏場以降は台風災害や米中貿易摩擦の影響および10月の消費税増税の影響により成長率がマイナス圏に沈みました。年が明けた第4四半期以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により記録的な落ち込みとなりました。

農業を取り巻く情勢においても、日米貿易協定が発効され、日本農業はかつてない自由化時代に入りました。消費税増税や新型コロナウイルスの影響と相まって、特に牛肉や乳製品、花卉の需要や価格低迷の長期化が懸念され、金融支援等の対応を継続していく必要があります。

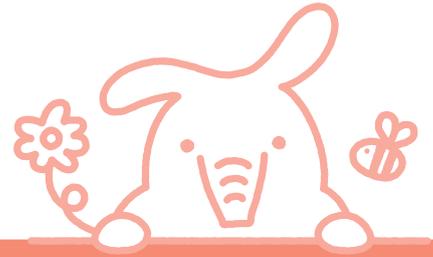
こうした情勢下、当会は第18次経営3か年計画の初年度として、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、貸出等による地域貢献の強化や、店舗・ATM再編、営農経済事業の成長・効率化等にかかるJAの取り組みを支援いたしました。

今後とも、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」、「地域の活性化」、「協同（結びつき）の更なる強化」と「持続可能なJA基盤の確立・強化」に向けて、JAグループの一員として取り組んでまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

経営管理委員会会長 小野寺 敬 作  
代表理事理事長 菅 原 和 則

# 1



## JA岩手県信連を ご理解いただくために

経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 経営方針

経営方針は、将来進むべき方向性を示すもので、価値観の拠りどころとしての「経営理念」と理想とする将来像としての「基本目標（ビジョン）」からなります。私どもは、この経営方針のもと経営活動を遂行してまいります。

### 経営理念

私たちにとって目的は何か、最も大切なものは何か、どのように行動すべきか

#### ～存在意義として～

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

#### ～経営姿勢として～

私たちは、JAバンクの一員として、コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

#### ～行動規範として～

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

## 基本目標

経営理念の実現に向けた3年後のあるべき姿（第18次経営3か年計画における基本目標）

農業法人・地場企業等の成長支援により、地域経済の活性化に貢献できていること。

JAバンク岩手の事業運営体制の合理化・効率化が進展し、機能集約による質の高いサービスが提供できていること。

経営指導の強化により、JAが総合事業体として運営していくために必要となる高度な内部管理態勢が確保されていること。

上記により、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤への変革が進展していること。その進展を支える当会の収益力が確実に向上していること。

## 基本戦略

基本目標達成のための戦略の柱

農業・地域の成長支援

貸出の強化

ライフプランサポートの実践

組合員・利用者接点の再構築

東日本大震災からの復興支援

JA・県域一体の変革実践

JAの内部管理態勢構築・健全性確保

運用資産の見直し並びに業務の変革による当会収益の確保と還元実施

● JA岩手県信連をご理解いただくために

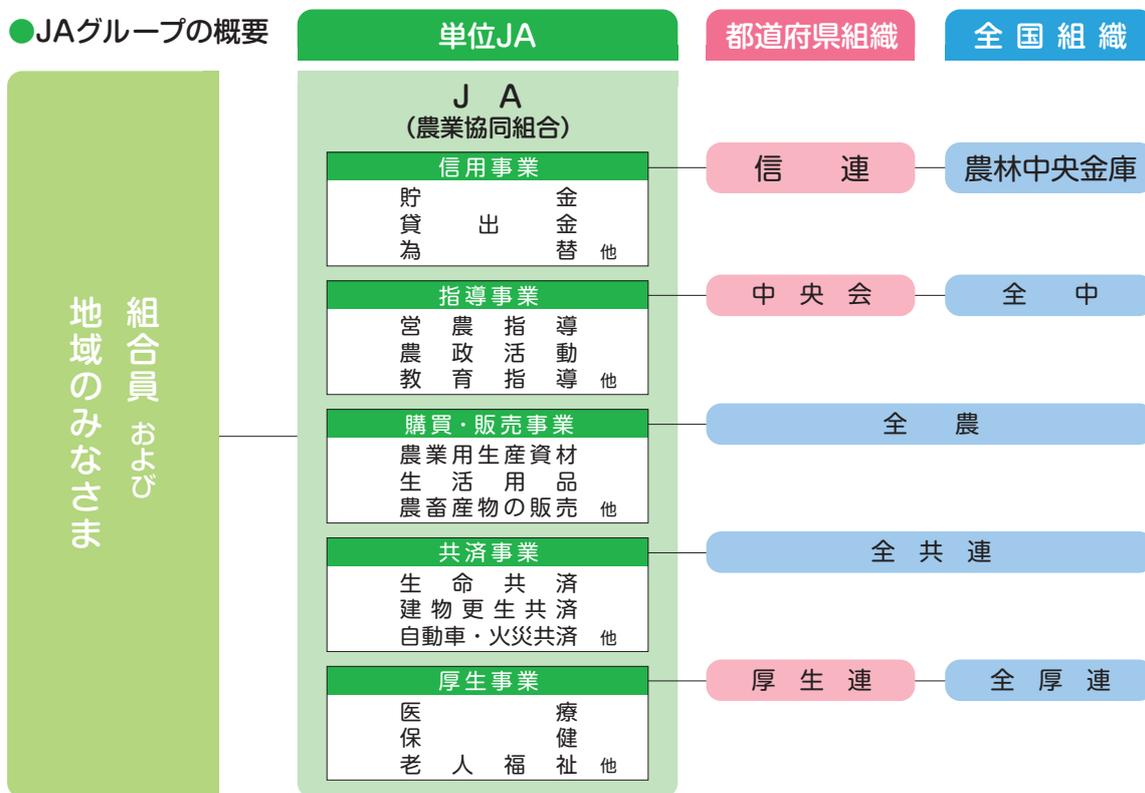
# JAグループ・JAバンクシステム

## JAグループの概要

JAグループは、「単位JA」と「都道府県組織」および「全国組織」により構成されております。都道府県組織および全国組織は、総合事業を営む単位JAの業務をサポートする役割を担っております。

JAグループがこのような組織形態となっているのは、協同組合活動はお互いに助け合い共に向上していこうという「相互扶助」の精神に基づくものだからです。当会もこの「相互扶助」の精神に基づき、JA組合員をはじめ地域のみなさまに気軽にご利用いただける、親しみあるJAバンクを目指してまいります。

### ● JAグループの概要



岩手県内7JA107店舗 (信用事業を営むJA)

(令和2年6月30日現在)

JAバンクシステム

平成14年1月に施行された再編強化法\*に基づく「JAバンク基本方針」に則り、全国段階では農林中央金庫に「JAバンク中央本部」を、県段階では当会の中に「JAバンク岩手県本部」を設置し運営しております。

これは、「破綻未然防止システムによるJAバンク会員の経営健全性確保」と「スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す一体的事業運営」を2本柱とする「JAバンクシステム」を確実に運営していくための仕組みです。

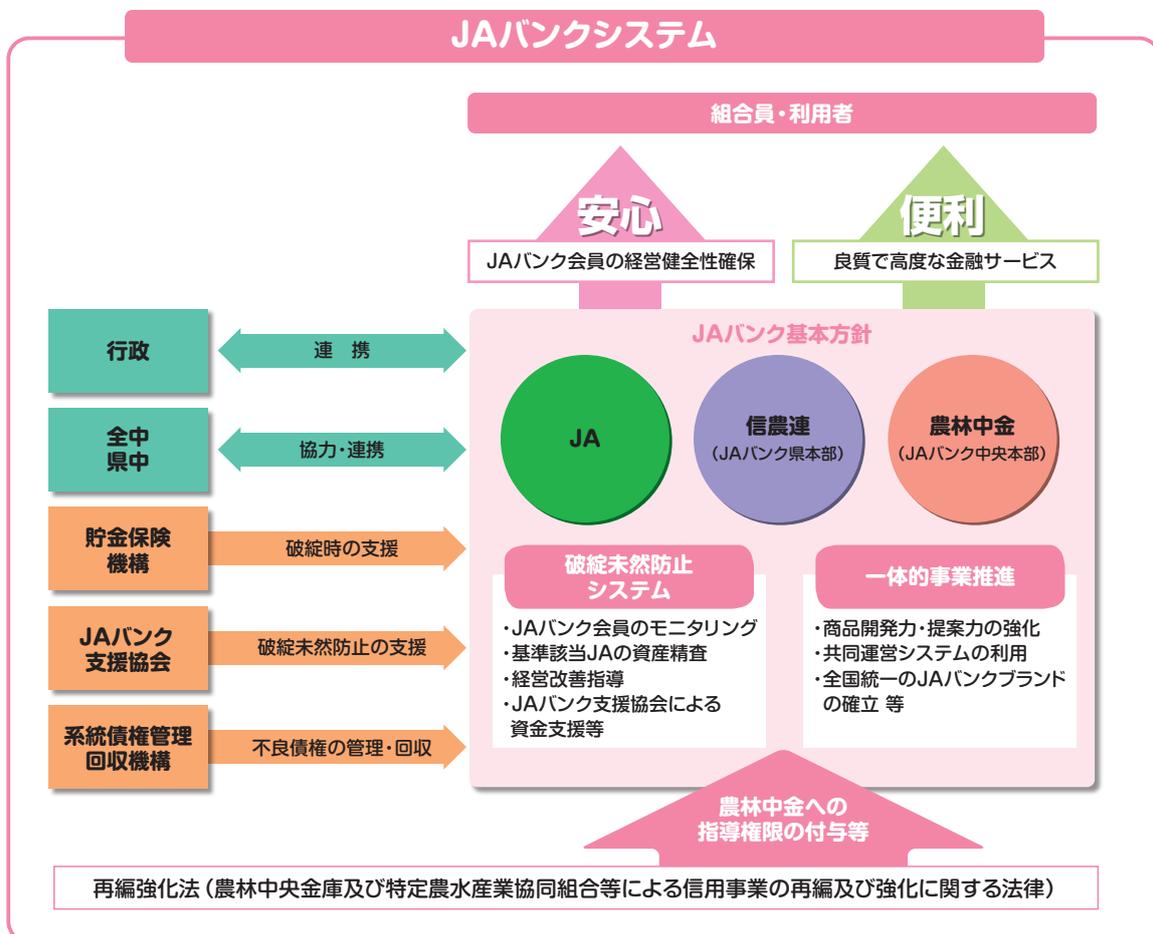
JAバンク岩手県本部の取り組みとしては、個々のJAの財務状況、業務体制などにチェック（モニタリング）を行い、経営上の問題点の早期発見に努めるとともに、モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAに対する経営改善指導などを行います（破綻未然防止システム）。これにより、より効果的で健全性の高い経営を目指しております。

\*再編強化法とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。

（正式名称：「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）

《JAバンクシステムの仕組み》



## 「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。

まず、公的制度である「貯金保険制度」があります。

さらに、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金<sup>(※)</sup>」があります。

この2つの仕組みによって組合員・利用者のみなさまにより一層の「安心」をお届けいたします。

※平成31年3月末における残高は1,706億円となっています。

### JAバンク・セーフティーネットの仕組み

#### 貯金保険制度

貯金者を保護するための  
国の公的な制度

#### 貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などが加入しています。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」（銀行・信金・信組・労金などが加入）と基本的に同じです。

#### JAバンク支援基金 (全国財源) + JAバンク支援積立金 (県域財源)

JAバンク独自の  
支援制度

#### JAバンク支援基金等

JAバンクの健全性維持を支援するため、JAバンク独自の取り組みを行っています。

全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要な支援（資本注入など）を行います。

また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 事業の概況

わが国経済は、年度前半は家計消費や設備投資等の伸びを主因に堅調に推移したものの、新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言を受けた経済活動の停止または大幅な縮小が、企業倒産の増加や売上の大幅減少、雇用調整など長期にわたり影響を及ぼすと見込まれております。

農業分野では、日米貿易協定が発効し、TPP、日欧EPAに続く大型協定となり、日本農業はかつてない自由化時代に入りました。新型コロナウイルスによる影響と相まって、特に牛肉や乳製品、花卉の需要や価格低迷の長期化が懸念されております。

このような情勢のもと、当会は、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、貸出強化や店舗・ATM再編、営農経済事業の成長・効率化等にかかるJAの取り組みを支援しました。

以下に令和元年度の主な事業の概況について報告します。

### 震災からの 復興に向けた 取り組み

東日本大震災からの早期復興に向けた各種支援が、本県における重要課題でありますので、被災農業者に対する営農再開に向けた金融支援および被災者に対する金融関連情報提供や復興支援商品の提供、各種相談にかかる対応支援を継続して行いました。

具体的には、中小企業東日本大震災復興資金などの岩手県制度資金、復興応援ローンおよび土地区画整理事業にかかる住宅ローン取り扱いの緩和対応などの被災者支援を継続しました。



### 当 会 の 事 業 概 要 と 業 績

第18次経営3か年計画の初年度として、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、JAバンク岩手貸出強化プランを策定し、出向く体制づくり等貸出体制の整備強化に取り組んだほか、県内JA初のランチインランチ（店舗内店舗）実施に向けた情報提供、店舗再編後の店舗運営等の見直しに関与するなど体制構築を支援しました。

JA経営の面では、「JAいわてグループ共通の取り組み」に基づき、各JA・関係機関と連携し、JA計画の達成に向けて進捗管理や対応検討を支援しました。

特に、改善待ったなしとされる営農経済部門改革について、モデルJAを選定し全国プログラムである「営農経済事業の成長・効率化プログラム」を活用し、部門赤字の改善に向けた取り組みを支援しました。

経営数値面では、マイナス金利政策の長期化に伴う資金収支の悪化や期末に発生したコロナショックによる金融・資本市場の動揺があったものの、会員JA等に対する奨励金42億70百万円（JAに対する推進奨励含む）を還元したうえで、当期剰余金5億円を計上しました。

各業務については、以下のとおりです。

## 金融推進業務

JAバンク岩手の農業メインバンクおよび生活メインバンク機能発揮のため以下のとおり取り組みました。

### ① JA貯金等

地域のみなさまに選ばれ成長し続ける「JAバンク」の実現を目指し、「夏期・年末特別推進運動」の企画推進や新社会人を中心に「春期特別推進運動」、更に年金受け取りサービス機能を提供するための推進運動を積極的に展開したほか、社会保険労務士による無料年金相談会を県内全地域で開催し、地域のみなさまの相談ニーズに応えました。その結果、7年連続で平均残高1兆円の大会を確保することができました。

また、クレジット機能を搭載し利便性に優れたJAカード一体型（ICキャッシュカード＋クレジットカード）の普及に努めたほか、コンビニATMの取扱手数料無料化を継続しました。

### ② JA貸出金

農業者に対して、JAが展開する担い手への訪問活動をJAバンク岩手農業金融センターが同行訪問し支援を行っております。

また、「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPR、農林中央金庫との提携による「JAバンクアグリサポート利子助成事業」の活用による融資推進を展開するとともに、「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」の開催を通じ情報提供を行い、「農業担い手」の支援に取り組みました。

各種ローンについては、前年度に引き続き特別金利による「復興応援ローン」を提供するとともに、住宅ローンやマイカーローン等の統一推進運動を展開し、地域のみなさまの資金ニーズに応えました。

平成24年度から業務を開始している特定信用事業代理業については、JAバンク岩手ローンセンターの体制を強化し、ハウスメーカーに対するJA住宅ローンの営業活動を行い、各JAに住宅ローン案件を媒介（紹介）しました。

### ③ JA指導

JAのガバナンス強化と信用事業計画の達成に向けて、JA別月次・半期実績検討会に参画し、農業・生活メインバンク機能強化に努めました。

JA指導方針を策定しJA毎の特性を踏まえた体制強化・推進指導により信用事業のマネジメント強化に取り組みました。また、目標管理型信用事業の定着・強化に向けて店舗別・担当者別目標管理・行動管理の方法や店舗別収益管理、総体的なリスク管理（金利リスク、信用リスク等）につい

て指導しました。

また、JAバンク基本方針に基づく財務モニタリング、体制整備モニタリングを実施し、これらを通じてJAの経営状況および体制整備状況を把握し、経営改善指導、事務リスク管理態勢の整備指導を行いました。

事務処理水準の維持と更なる向上を目指し「事務管理態勢の充実・強化」に取り組み、令和元年度はJA事務指導部署と連携し、自店検査の定着状況の確認・支援および事務処理水準の確認・指導を行いました。

また、JAが確実に監査証明を得られる内部統制レベルの確保を目的に、貸倒引当金プロセス（自己査定）の研修会を全JAで行いました。

不良債権比率の改善に向けては、JAの債権管理対策会議等に参加し、購買未収金を含めた総与信管理の取り組みの支援を継続しました。

令和元年度は、新たに「JA営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を導入し、営農・経済事業の見える化・事業分析を行い、収益力向上に向けた支援を行いました。

### ④ JA信用事業の人材育成

JAバンク岩手中期人材開発計画に基づき、自律変革型人材（リーダー）の養成と階層別の能力開発および利用者から選ばれ信頼される人材育成をめざし、各種研修を体系化し実施しました。

専門的知識を有する職員の早期育成策として、平成23年度より導入した「資格認証制度」については、新たに延べ68名を認証し、認証者数は延べ225名となりました。

また、農業経営者からの専門的な相談に対応できる職員の育成に力を入れており、平成21年度から農業経営アドバイザー資格の取得を積極的に進めております。資格取得者は令和2年3月末時点において148名となり、さらに、難関である「農業経営上級アドバイザー」には、当会職員およびJA職員の2名が合格しております。

## 貯金業務

会員、准会員、地方公共団体、個人からの貯金預入により、期末残高では8,174億円（前年度比73億円減少）、年間平均残高では8,378億円（同565億円減少）となりました。

## 融資業務

会員、准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、地方公共団体等に対する融資に取り組んだ結果、期末残高では1,639億円（前年度比28億円増加）、年間平均残高では1,604億円（同8億円減少）となりました。

また、農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）など各種制度資金にも対応し、令和元年度末の制度資金取扱残高は24億円となりました。

## 為替・決済業務

為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、利用者へのサービス強化に努めるとともに、JAに対する国庫金振込にかかる事務検査等を行い、事務処理の向上を図りました。

## 余裕金運用業務

預け金については、安全性と流動性を確保することに重点を置いて、系統預け金を中心とした資金運用を行い、期末残高では5,449億円（前年度比331億円減少）、年間平均残高は5,800億円（同747億円減少）となりました。

金銭の信託等を含む広義の有価証券については、債券を中心とした運用を行い、期末残高では1,587億円（同261億円増加）、年間平均残高では1,431億円（同128億円増加）となりました。

## 受託業務

日本政策金融公庫資金（農林水産事業）は、認定農業者等を対象とした貸出に対応した結果、新規貸出実行額は16億円となりました。

住宅金融支援機構資金では、取扱開始から9年目となった東日本大震災の被災者に対する災害復興住宅融資は、防災集団移転促進事業での住宅再建が進み、新規貸出実行額は1億円となりました。

## 電算情報業務

全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、組合員・利用者みなさまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスの提供に努めました。

## 持続可能な JA経営基盤 の確立・強化 に向けた 取り組み

JAいわてグループは、平成30年11月、これまで取り組んできた自己改革の取り組みの成果をしっかりと発信していくとともに、2019年度からの3か年を更なる自己改革の集中期間と位置づけ、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「協同の強化」への更なる挑戦と「自己改革の実践を支える持続可能なJA経営基盤の確立」を基本目標に掲げ、組織をあげて取り組んでいくこととしました。

具体的には、農業者との関係を一層強化し、課題等の認識共有・解決提案を図ることで、所得向上、満足度向上につなげるとともに、営農経済事業の収益力向上・収支改善に向けた取り組みの着実な実践を継続し、グループ丸となってJA経営の維持・強化を図ることとしております。

また、当会においては、取引メイン化および顧客基盤の拡充に重点をおいた県域企画等の補完機能の発揮、農業応援金融商品など消費者と農業者をつなぐ商品・サービスの企画等を実施したほか、安定したJA経営に向けた店舗・ATM再編等の更なる働きかけ、店舗再編後の人的資源の集約・非対面チャネルの強化等、JAが将来にわたり農業および地域の発展に貢献していくための取り組みを支援いたしました。

以下に、JAバンク岩手の主な取り組み内容を紹介いたします。

## 1. 農業所得増大と地域活性化への取り組み

### (1)「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の実践

#### 農業者の所得増大に資する施策と予算措置

##### 保証料助成事業

当会および全国財源を活用した予算措置により、設備投資や農業機械等の購入にかかる農業資金借入の際の保証料助成を行い、農業者の財務負担軽減・経営安定化対策を実施しています。

JAまたは信連から農業近代化資金、担い手強化資金、アグリマイティー資金の農業資金を借入れ、農業信用基金協会の債務保証料を一括前払いにて支払った借入者に保証料の全額を助成するもので、農業者の借入負担の軽減を図ることにより、農業経営の安定化を図ります。

2019年度  
JAいわてグループ農業担い手サポート事業  
**農業資金保証料助成のご案内**

JAでは農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、下記の農業資金の借入にかかる保証料の全額を助成いたします！

**保証料負担 0円**

- 対象農業資金
  - 農業近代化資金
  - 担い手強化資金
  - JA農機リースローン
  - 農機ローン
- 事業実施期間  
2019年4月1日～2020年3月31日
- 対象者  
対象農業資金を期間中に借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方

※保証料助成は「JA」窓口のみです。JAの各支店・JAバンク各支店に申し込みをいたします。

2019年度  
JAいわてグループ農業担い手サポート事業  
**農業近代化資金の保証料助成**

JAでは農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、農業近代化資金の借入にかかる保証料の全額を助成いたします！

**金利・保証料負担 0円**

- 事業実施期間  
2019年4月1日～2020年3月31日
- 対象者  
農業近代化資金を借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方

※保証料助成は「JA」窓口のみです。JAの各支店・JAバンク各支店に申し込みをいたします。

## (2) 営農・経済事業の成長・効率化プログラムの導入・支援

中央会・全農県本部と連携して、全国プログラムである「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を1JAに導入し、営農・経済事業の課題分析と収益力向上に向けた改善策の策定を支援しました。



導入JAの報告会の様子

## 2. JAによる組合員等への訪問活動強化に資する環境整備への取り組み

### (1) テレビ会議システムの活用

会議や研修会・勉強会、各種説明会の効率化を図るべく、テレビ会議システムを導入し活用を図っています。研修頻度を上げることができるほか柔軟な開催ができるため、人材育成の面での効果も期待できます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、より有効に活用することができました。



テレビ会議の様子

### (2) タブレット端末の継続活用・機能強化支援

組合員等利用者のライフステージやニーズにあわせた最適な金融商品の提案や高品質な金融サービスの提供により、現場営業強化や顧客満足度向上を図るべく、推進ツールとしてのタブレット端末を県下JA全渉外担当者に導入しております。機能強化された「JAバンク岩手渉外支援システム」により、渉外担当者の事務効率化・省力化、および利用者総合情報の活用により的確な商品サービス提案に役立てています。

## 3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献への取り組み

### (1) 移動店舗の導入

店舗統廃合によるサービス低下回避や災害時における臨時店舗機能を具備するため、会員JAが移動店舗を導入する支援を行っております。

令和元年度末現在では、JA新いわて、JAいわて花巻、JA岩手ふるさと、JAおおふなどの4JAにおいて運行しており、地域のみなさまへの金融サービスの提供を通じた地域貢献に取り組んでおります。



JAいわて花巻 移動店舗「愛農土号」

### (2) ブランチインブランチ（店舗内店舗）の実施に向けた支援

JA店舗再編において、「ブランチインブランチ（店舗内店舗）」\*の県内JA初の導入に向けた情報提供や基準提示、また店舗再編後の店舗運営や渉外業務・配置の見直し等に関与するなど体制構築を支援しました。

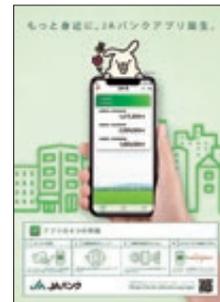
\*店舗廃止の手続きをとらずに、複数の店舗を基幹店舗へ集約し、拠点を減らす形態

**(3) JAバンクアプリの提供開始**

JAバンクの非対面チャネル強化の一環として、スマートフォンによるモバイルバンキング「JAバンクアプリ」の提供を行いました。

キャッシュカードを保有する個人顧客を利用対象者とし、現在、主な機能として、口座残高照会、入出金明細照会、ネットバンク等各種サービスへのリンクが利用可能です。

(県下利用者数：2,072件 令和2年3月31日現在)

**(4) ネットバンクの機能追加**

JAネットバンクの新たな機能として、入出金明細照会では、取引明細毎の残高表示、非営業日取引のリアル表示、ネットバンク契約時以前の明細照会を可能としました。

また、自動車・教育等各種ローンを対象に、残高照会、一部繰り上げ返済シミュレーション、一部繰上返済予約・取消を可能としました。

その他の追加機能として、定期貯金・積立式定期貯金・定期積金・譲渡性貯金の満期日・利払日等のEメール通知、通帳式定期貯金の満期時取扱条件変更、残高・明細照会が証書式定期貯金も可能となりました。

**(5) JAファンの拡大・新たな利用者の開拓**

農業応援金融商品の企画・販売による県産農畜産物の消費拡大や消費者と生産者をつなぐサービス提供の一環として、県下統一の貯金キャンペーンでは県産ブランド米「銀河のしずく」「金色の風」等を活用し運動を展開しました。各JAにおいても独自でキャンペーンを企画し、JAならではの特産物を特典とした商品の販売を実施しました。

また、JA直売所の利用者拡大を図るとともに、農業者の所得向上に資する取り組みとして、JA直売所でのJAカード利用5%割引を展開しました。

**(6) 地域貢献への取り組み**

高齢者向けおよび少年向け各種イベントに加え、組合員等に対する資産活用相談や相続相談機能を強化すべく、各種セミナーを強化しております。

**4. JAバンク岩手の取り組みにかかる広報・PR活動の強化**

昨年登場したJAバンクのキャラクター「よりぞう」のPRの一環として県下統一のキャンペーンでは、オリジナルのよりぞうグッズを活用しました。

JAの組合員のみならず、広く地域のみなさまにサービス内容をご理解いただき有効にご利用いただくために、これまで以上に広報・PR活動を強化するとともに、マスメディアに対しても広くリリースすることによってJAグループへの理解向上に努めます。



● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 地域貢献情報

### [地域への貢献]

当会は、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

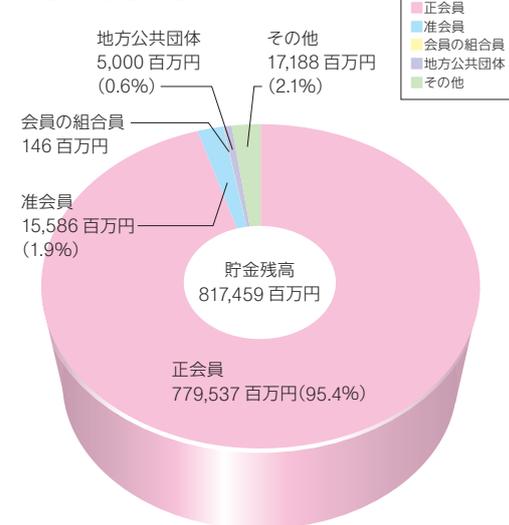
当会は、農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

### 地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさま、地方公共団体、法人からの大切な財産である貯金を源泉としております。

#### ● 貯金残高の内訳

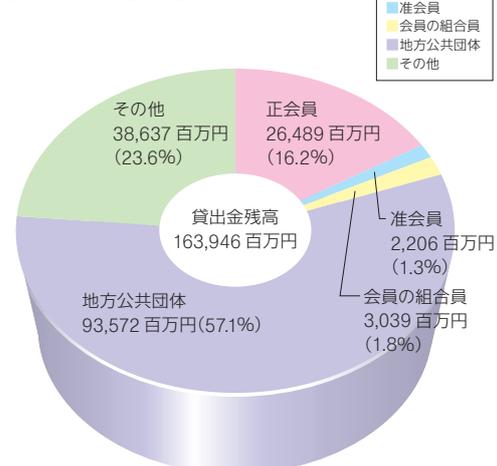


[令和2年3月末]

### 地域への資金供給の状況

当会では、会員・准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにも様々な用途の資金をご用意し幅広い融資を行っております。

#### ● 貸出金残高の内訳



[令和2年3月末]

## 金融商品・サービス提供による地域貢献

JAバンク岩手では、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供による地域貢献への取り組みとして、県産農畜産物の消費拡大につながる下記商品等の取り扱いを実施しました。

### 「JAバンク岩手サマー・ウインター・春のよりそうキャンペーン」

令和元年6月～7月、11月～12月、令和2年2月～5月までの期間、定期貯金・定期積金に加えて、日中ご来店の難しいお客さまなどに便利なJAネットバンク等のお申し込みも対象としたキャンペーンを実施しました。いずれのキャンペーンも先着プレゼントとして「よりそうグッズ」のほか、サマーキャンペーンでは、「気仙茶」、ウインターキャンペーンでは「金色の風」、「銀河のしずく」、春のよりそうキャンペーンでは「金色の風」、「銀河のしずく」、「銀河離宮のまかないカレー」を進呈し、お客さまからご好評をいただきました。



サマーキャンペーン



ウインターキャンペーン



春のよりそうキャンペーン

### 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者のみなさまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を設定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

#### 3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

### 「JAネットローンキャンペーン」

24時間365日インターネットで気軽に仮申込みができる身近で便利なJAネットローンをお客さまにご利用いただくため、令和元年7月～9月、令和2年1月～3月に「JAネットマイカーローンキャンペーン」を、令和元年10月～令和2年4月には「JAネット教育ローンキャンペーン」を実施しました。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

### 「JAバンク岩手の取り組み」

JAバンク岩手では、組合員・利用者の健康・安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、金融サービスの提供を続けるため、職員のマスク着用の徹底、飛沫防止の対策等を講じました。

また、農畜産物の価格下落や販売減少等により影響を受けている組合員等農業者のみなさまの資金相談に対応するためフリーダイヤルを設置するとともに、ゴールデンウィーク期間中においても「休日相談窓口」として相談対応を実施しました。

### 「当会の取り組み」

当会内に「JA岩手県信連新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：理事長）」を設置し、新型コロナウイルス感染症対策事業継続計画（BCP）を策定するとともに、最優先業務の抽出および最低要員を取りまとめ、当会におけるスプリットチームを編成して新型コロナウイルス感染症対策を図りました。（現在も継続中）

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているJA組合員等農業者のみなさまや地元企業のみなさまの資金繰りのご支援ができるよう相談窓口を設置しました。

新たなお借入れのご相談には、ご相談者さまの負担軽減につながる制度資金やプロパー資金のご提案や、既にお借入れいただいている資金の条件変更等のお申込みに柔軟かつ迅速に対応できるよう、お客さま本位の姿勢で真摯かつ丁寧に取り組んでまいります。

- ①農業に必要な資金のご相談、農業資金の返済に関するご相談  
JAバンク岩手相談窓口：0120-025-271（フリーダイヤル）
- ②住宅ローン、各種ローンの返済等のご相談、生活に必要な資金のご相談  
JAバンク岩手相談窓口：0120-271-756（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

### 「食べて元気に！いわての牛肉プレゼント」

牛肉消費の減少により影響を受けた畜産農家を応援するため、6月より開始している「新規でよりぞう2020（にこにこ）キャンペーン」でご予約いただいた方の中から抽選で、「いわて牛サーロインステーキ（約210g×2枚）」を県内合計500名様にプレゼントする企画を実施しています。（8月末まで）



## [地域密着型金融への取り組み]

### 新たなビジネスモデル創出に向けた取り組み



「JAバンク岩手農業法人経営塾」(令和元年12月)

地域の農業者や中小企業の連携、発展を通じ、地域経済の活性化と地域社会の発展に資することを目的に、平成30年7月に岩手県中小企業家同友会と包括連携協定を締結しました。

相互連携の取り組みの一環として、「JAバンク岩手農業法人経営塾」を開講し、農業法人経営者および農業者の経営意識や経営スキル向上に向け取り組んでおります。

令和元年度は5名が受講されました。

### JAバンク岩手農業金融センターにおける各種取り組み

当会では、JAの担い手金融リーダーと連携し、担い手農家や農業法人等のみなさまに対して、幅広い金融サービスや相談対応を実施しております。

また、平成23年10月には、農業経営アドバイザー資格保有者（日本政策金融公庫が実施する農業経営アドバイザー試験合格者）で構成される「JAバンク岩手アグリビジネス研究会」を発足し、担い手農家のみなさま等に対する相談対応力の更なる向上に向け、定期的に研究会を開催しております。

さらに、県外の先進農業法人の経営者等を講師に招き「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」を開催するなど、県内の農業法人等に様々な情報を提供しております。



「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」(令和元年11月)

### JAバンクアグリサポート事業

当会では、JAバンクアグリ・エコサポート基金が行っている農業振興や環境保全に貢献するJAバンクアグリサポート事業を活用し、次の3つの事業を中心とした活動を通じて、岩手の農業と地域社会の貢献に取り組む活動を展開しております。

#### ●農業担い手に対する支援

利子助成事業として、JAが行う農業関連の融資に対し、最大1%の利子助成および利子補給を最長で5年間行い、借入負担の軽減を支援

#### ●農業法人に対する支援

出資による自己資本増強を通じて、農業法人の更なる発展と円滑な事業承継を支援

#### ●農業および地域社会に貢献する取り組み

JAが行う食農教育等の活動に対し、教材本贈呈・助成・情報発信等を実施



有限会社 サン農園にて

## 「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPR活動



「2019JAいわて農業機械フェア」(令和元年6月)

当会では、農家組合員のみなさまへの「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の普及拡大を目的に、JA江刺本店特設会場で開催されたJAいわてグループ・JA全農いわて主催による「2019JAいわてグループ農業機械フェア」において、サポート事業のPR活動を行いました。

農業資金リーフレットを挟み込んだポケットティッシュを配布のほか、専用ブースを設け、来場者からの資金相談対応も行いました。

## 6次産業化への支援

農業・農林振興や6次産業化等に貢献するため、農業金融センターを中心に専門的な相談対応を行うとともに、岩手県主催の「いわて食の大商談会2019」に参画し、ビジネスマッチングへの対応も行いました。



「いわて食の大商談会2019」(令和元年6月)

## 農業資金相談への対応

担い手農家等のみなさまに対し、JA担い手金融リーダーとの同行訪問による相談や資金提案のほか、各種イベントにおいて相談対応を行いました。

- 各種農機具展示会に農業資金相談ブースを出展し、JAの農業資金の情報提供・相談対応を行いました。
- 岩手県農業公社が主催した「新農業人フェアinいわて」にも農業資金相談ブースを出展し、新規就農を目指す方への就農資金の情報提供・相談対応を行いました。

## 新規就農者交流会の開催

仲間や先輩等との出会いの場を提供し、レベルアップへと繋げることを目的に、新規就農者を対象とする交流会を日本政策金融公庫盛岡支店と共催で開催しました。

経営管理やGAPについての説明がされたほか、グループディスカッションでは、収益確保に向けた取り組みなど活発な議論が交わされました。



「新規就農者交流会」の様子（令和元年12月）

## 金融円滑化に向けた取り組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は、平成25年3月末を以って終了しましたが、金融円滑化法終了後も、金融円滑化に向けた基本方針を継続しております。引き続き、お客さまからのお借入条件等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるよう、お客さま本位の姿勢で真摯かつ丁寧に対応してまいります。

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。



©よりぞう

## [文化的・社会的貢献活動]

### 地域交流と健康増進活動

年金友の会会員を中心に健康増進や地域間交流・親睦を目的に令和元年9月に「グラウンド・ゴルフ大会」、「ゲートボール大会」を実施しました。

当日は、参加したみなさまの、はつらつとしたプレーと笑顔を見ることができました。

またグラウンド・ゴルフ大会の開催時には、東日本大震災復興義援金および被災地こども食堂推進義援金としてホールインワン基金を募り、被災地に寄付しました。



「グラウンドゴルフ大会」にて



募金活動の様子

### 無料年金相談会の実施



「無料年金相談会」にて

令和元年度は、7JA92店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、これから年金を受け取る予定の方、既に年金を受け取っている方の変更手続きや、働きながら受け取る年金の仕組み等について、多くのみなさまの相談に応じるとともに、各種手続きのお手伝いをいたしました。

また、県内企業に出向いて無料年金相談会を開催し、社員のみなさまのご相談に応じました。

### 第37回岩手県少年サッカー新人大会(JAバンク岩手 JAバンクカップ)



「JAバンク岩手 JAバンクカップ」(令和元年11月)

県内82チーム参加のもと、各地で熱戦が繰り広げられました。決勝戦終了後には大会ゲストの元Jリーガーの鳴尾直軌さんを講師としたサッカー教室を開催しました。約170名の児童が参加し、熱心な指導を受けました。

## 産学官連携の取り組み

JAいわてグループでは、岩手県農業の振興を図ることを目的に、経営力の高い先進的な農業経営者を育成するため、岩手県、岩手大学と連携し、「いわてアグリフロンティアスクール（IAFS）」を運営しています。令和元年度は認定農業者や後継者等34名が、アグリビジネスのプロフェッショナルである「アグリ管理士」を修得すべく、経営管理や農業生産管理、マーケティング等のカリキュラムを受講されました。

令和元年度までに延べ702名が受講し、当会職員4名を含む324名が「アグリ管理士」に認定されました。



「いわてアグリフロンティアスクール」修了式（令和2年2月）

## JAバンク岩手食農教育応援事業



岩手県教育委員会への教材本贈呈

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、JAバンクで自主制作した補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を県内小学校に贈呈しました。2020年度に向けて、岩手県教育委員会を通じ、県下318校の小学校5年生（特別支援学校含む）に、教材本14,709部、DVD 312枚を贈呈しました。

また、JAバンク岩手JAバンクカップ終了後のサッカー教室では、食農教室「食と農と体作り」を併せて開催し、岩手県産のお米で作ったおにぎりを差し入れるとともに、規則正しい食生活の大切さを理解してもらうことができました。

## 地域行事への参加

「盛岡さんさ踊り」をはじめとした地域行事に積極的に参加し、地域のみなさまとの交流を大切にしております。



「盛岡さんさ踊り」（令和元年8月）

## ボランティア活動への参加



盛岡城跡公園周辺の清掃活動（令和元年6月）

職員によるボランティア活動として、「チャグチャグ馬コ（6月）」および「盛岡さんさ踊り（8月）」の開催に併せて、早朝および業務終了後に、大通り・盛岡城跡公園周辺のごみ拾いを行い、地域の環境保全に取り組みました。

## 友信会活動

友信会は、当会と融資のお取引引きをいただいている各企業を会員とし、金融の円滑化を図ると同時に、会員相互の親睦交流・情報交換の場を提供することを目的として運営しております。令和元年度は、「生き残る経営～今リーダーに求められるもの～」をテーマにセミナーを開催し、その後親睦会等を行いました。

（会員数：117社 令和2年3月31日現在）



友信会総会（令和元年12月）

## 岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援

農業高校で学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する「岩手県学校農業クラブ連盟大会」（県学校農業クラブ連盟主催）において、最優秀賞受賞校に対し、「JAバンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う生徒を後押ししております。



「岩手県学校農業クラブ連盟大会」（令和元年6月）

## JAバンク岩手推進大会開催

平成31年4月24日、盛岡市内において、県内JA役職員約200名の参加のもと、「2019年度JAバンク岩手推進大会」を開催しました。

新たなJAバンク岩手中期戦略では、10年後に目指すべき姿である「農家組合員の所得増大・生産拡大」、「組合員・利用者の利便性・満足度向上と事業の効率運営の両立」を見据え、持続可能な経営基盤の確立に向けた経営数値目標と具体的取組事項を定めて全力で取り組んでいくこととしています。

本大会はこれを踏まえ、2019年度のJA役職員の目標必達意識の醸成・統一を図ることを目的に開催したものです。また、同大会において、平成30年度に優れた業績を挙げた県内JAの優績店舗等が表彰されました。



「JAバンク岩手推進大会」にて

## 窓口セールスロールプレイング大会



「JAバンク岩手窓口セールスロールプレイング大会」にて

利用者のライフイベント・ニーズに応じた提案ができるテラーの育成を図るため、令和元年9月29日、盛岡市内において、各JAより選抜された代表7名の窓口担当者をはじめ県内JA役職員約300名の参加のもと、「JAバンク岩手第13回窓口セールスロールプレイング大会」を開催しました。

発表者は、情報系小窓機能を活用した提案型セールスを繰り広げ、発表者相互はもちろんのこと、県内各JAから応援に集まった参加者にとっても、セールススキルを学ぶ場となりました。

## 各種協議会通常総会

JAバンク岩手渉外担当者協議会は、令和元年6月、通常総会を開催し、渉外担当者間の交流・情報交換を行うとともに、令和元年10月より取り扱いを開始する「JAバンクiDeCo（みずほプラン）」について、みずほ銀行アセットマネジメント推進部高木氏を講師に迎え、iDeCoの概要や事務手続等について研修会を行いました。

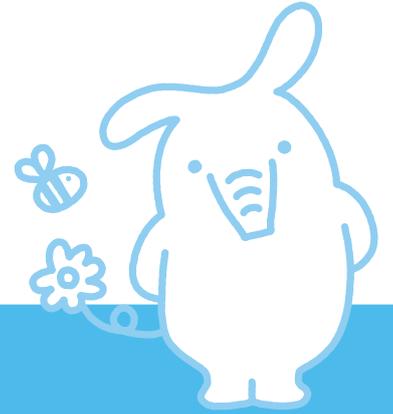
また、JAバンク岩手担い手金融リーダー協議会も、通常総会を開催して担い手金融リーダーの交流・情報交換を行いました。

JAバンク岩手年金推進協議会では、高齢者向けイベントを運営したほか年金チーフアドバイザーによる情報交換を行いました。



「JAバンク岩手渉外担当者協議会総会」にて

# 2



## 取り扱い業務のご案内

貯金業務のご案内	26
融資業務のご案内	28
為替・証券業務のご案内	30
その他サービスのご案内	32
手数料のご案内	33

## ○ 取り扱い業務のご案内

## 貯金業務のご案内

会員および地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

また、岩手県の収納代理金融機関をはじめ、県内市町村の指定代理、収納代理金融機関としての役割を果たすとともに、日銀歳入金復代理店として各種税金等の収納事務を通じて、広くみなさまにご利用いただいております。



種 類	し く み と 特 色	
当 座 貯 金	小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。	
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。	
決 済 用 普 通 貯 金	普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。	
貯 蓄 貯 金	個人の方にご利用いただけます。金利は10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の残高階層別金利でご利用いただけます。	
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。また、この総合口座に貯蓄貯金もプラスして1冊の通帳としてご利用いただくことも可能です。	
JA教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	
JA結婚子育て資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	
成年後見支援貯金 (普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。	
成年後見支援貯金無利息型 (決済用普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。	
定期貯金	期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は、1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型定期貯金	預入金額は、1,000万円以上から大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。

種 類		し く み と 特 色
定期貯金	変動金利定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定期積金	払込金額は1,000円以上からで、積立期間は6か月以上10年までの間にご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、満期受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。また、契約期間を2～10年とし、毎年満期金額をお受け取りできる満期分散式もご利用いただけます。
	積立式定期貯金	積立金額は1円以上からご利用いただけます。満期日を特に決めずに積立をする自由型、満期を設定の上、6か月～10年以下の期間で積立を行う目標型、また12か月以上積立を行い、20年以内の期間で定期的に満期金を受け取る年金型をご利用いただけます。
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、使いみちは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。
	財形住宅貯金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
	財形年金貯金	お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通 知 貯 金	預入金額は50,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。	
譲 渡 性 貯 金	預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年未満でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。	

※ 詳しくは、窓口へご相談ください。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。



## ○ 取り扱い業務のご案内

## 融資業務のご案内

当会では、豊富な資金量で、農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し、農業の復興・地域社会の発展に寄与できるよう、幅広いご融資を積極的に行っております。

一般企業・個人事業主のみなさまには、事業の発展に必要な設備資金をはじめ、ニーズに合わせた運転資金および季節資金などをご用意しております。

個人のお客さまには、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・マイカーローンから、ご利用・ご返済が手軽で便利なカードローンなど、生活資金としての各種ローンをご用意しております。



## 【農業関連向けご融資】

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保	
アグリマイティー 資 金	当会の会員のみなさまおよび農業を営む方の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	事業費の100%以内	短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 但し、対象事業に 応じ最長20年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。	
担 手 強 化 資 金	農業法人、農業関連法人（農産物の加工・流通・販売等を営む法人）等のみなさまに対して運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	設備資金 事業費の範囲 運転資金 原則年商の50%以内	短期資金 1年以内 長期資金 25年以内	原則として、第三者個人保証は徴求しないこととしております。必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合もございます。	
受託貸付業務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付を取り扱っております。				
制 度 資 金 貸 付	農業近代化 資 金	農業者等のみなさまに対して、長期かつ低い金利で農業機械等の購入、設備投資にご利用いただけます。	事業費の80%から100%以内	事業種類により 15年以内 (据置期間含)	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。
	農 業 経 営 改 善 促 進 資 金 (スーパース資金)	認定農業者のみなさまに対して、農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。	原則として、 個人 5百万円 (畜産、園芸等20百万円) 以内 法人 20百万円 (畜産、園芸等80百万円) 以内	1年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。
	その他制度 資 金	災害対策資金等があります。			

## 【一般企業等事業者向けご融資】

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保
一般資金 (事業資金)	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	原則として30年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しております。また岩手県信用保証協会の保証もご利用いただけます。

## 【個人向けご融資】

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	保証および担保
マイカーローン	自動車等の購入、修理、車検、運転免許取得費用などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 10年以内	保証機関の保証をご利用いただけます。
マイカーローン (残価設定型)	自動車購入および購入に付帯する諸費用にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	3年または5年	保証機関の保証をご利用いただけます。
教育ローン	入学金、授業料、学費、アパートの家賃等、就学されるご子弟の教育に関する全ての資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め 最長15年以内	保証機関の保証をご利用いただけます。
カードローン	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	1年(自動更新)	保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン	住宅の新築・増改築および土地の購入、他金融機関からのお借換えにご利用いただけます。	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地・建物の担保が必要です。また、保証機関の保証をご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築、バリアフリー工事および介護機器購入、太陽光発電、耐震強化工事資金等にご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内	6か月以上 20年以内	保証機関の保証をご利用いただけます。
フリーローン	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。ただし、負債整理資金等は除きます。	10万円以上 500万円以内	6か月以上 10年以内	保証機関の保証をご利用いただけます。
受託業務貸付	日本政策金融公庫等の各種資金の受託業務貸付を取り扱いしております。			

※ このほかにも、保証会社との提携ローン等、各種資金をご用意しております。詳しくは、窓口へご相談ください。

## 【融資商品をご利用にあたっての留意事項】

ご紹介した前記融資商品の一部には、貸付実行後、市場金利の動向によっては当初ご契約した貸付利率が変更される変動金利型の商品がございます。

ご利用にあたりましては、十分ご留意されますようお願い申し上げます。

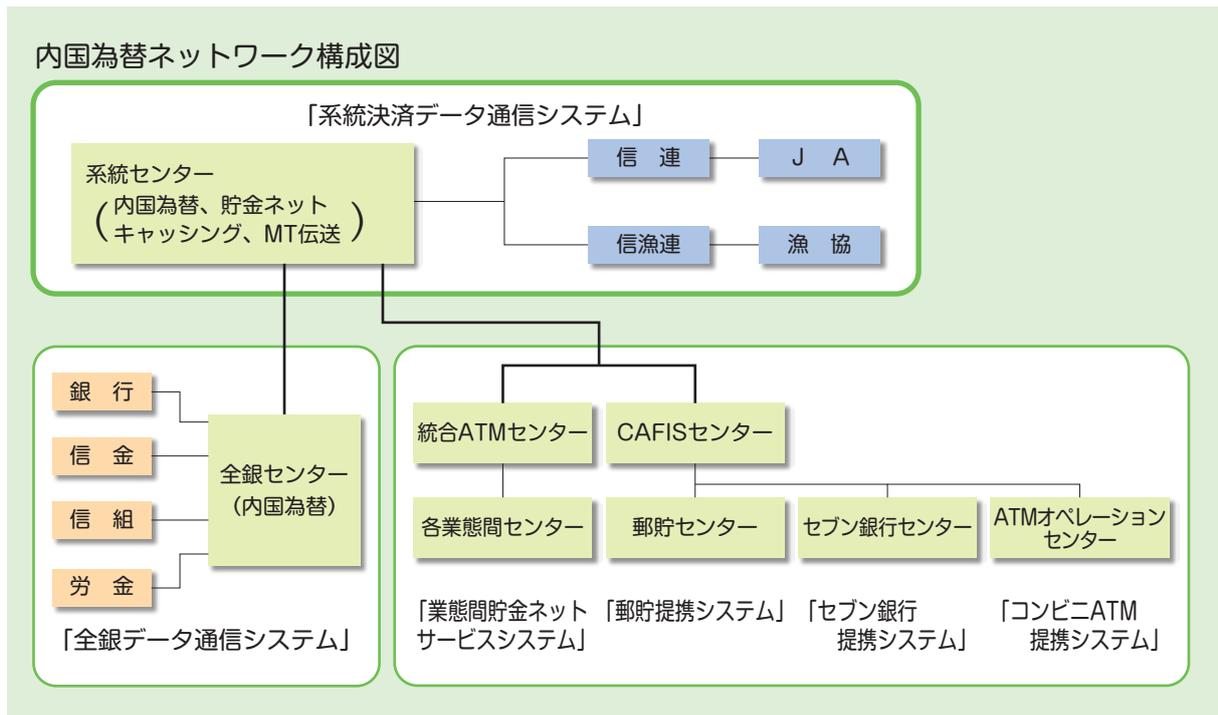
## ● 取り扱い業務のご案内

## 為替・証券業務のご案内

## 【為替業務】

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網（ネットワーク）で結び、当会の窓口を通して全国のどこの金融機関にも「送金」・「振込」、手形、小切手等の「代金取立」等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を取り扱いしております。

## 内国為替ネットワーク構成図



## 【国債・投信販売業務】

種類	内容
国債	国が発行する債券である国債については、長期利付国債（10年）、中期利付国債（5年・2年）、個人向け国債（10年・5年・3年）の窓口販売を行っております。
投資信託	投資信託については、投資目的、投資経験やリスク許容度に応じて商品選択できるよう、日本国内外の債券、株式、不動産など、様々なファンドの窓口販売を行っております。

※ 詳しくは、窓口へお問い合わせください。



## [NISA・つみたてNISA]

NISA・つみたてNISAの取り扱いをしております。NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円までの投資について、利益（売却益・分配金等）にかかる税が非課税になります。詳しくは、窓口におたずねください。

## [iDeCo（個人型確定拠出年金）]

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金の取り扱いをしております。20歳以上60歳未満の方がご加入いただけます。掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で設定できます。



## ○ 取り扱い業務のご案内

## その他サービスのご案内

全国のJAでの貯金の出し入れや銀行・信用金庫・コンビニなどでも現金の引き出しのできるキャッシュサービスをはじめ、様々なサービスに努めております。

種 類	特 徴
JA キャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニATM等（セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行ATM）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国のJA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・コンビニATMでは、現金のお預入れもご利用いただけます。当会のATM（現金自動預入・支払機）では為替振込もご利用いただけます。また振込カードの発行もいたしております。 現在は「ICチップ」を搭載してセキュリティを強化したICキャッシュカードを発行しております。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なお引き出しいただけます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なお引き出しいただけます。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校諸会費等、各種クレジット代金など、お客さまのご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
クレジットカードサービス （JAカード）	お買物、ご旅行、お食事などのお支払いはもちろん、ネットショッピング、公共料金、税金等、幅広いシーンでのお支払いにご利用いただける、安心・便利なカードです。 JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取り扱いしております。
振 替 サ ー ビ ス	収納企業（委託者）に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
ス ウ ィ ン グ サ ー ビ ス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定 時 自 動 送 金	毎月一定額を貯金口座から自動引落のうえ、受取人口座に自動振り込みします。
デビットカードサービス	当会が発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買い物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。 お客さまの口座から即時に代金を引き落とす「即時決済」となります。
JA ネットバンクサービス （個人）	窓口やATMに向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、平日・休日を問わず、残高照会や振込の各種サービスがご利用いただけます。
法人JA ネットバンクサービス （法人）	窓口やATMに向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、平日・休日を問わず、残高照会、総合振込、給与振込等の各種サービスがご利用いただけます。
ファームバンキングサービス （法人）	窓口に向くことなく、お客さまのパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
家 計 簿 サ ー ビ ス	毎月1回の家計簿集金日を事前に窓口で指定しておけば、月ごとの入出金合計や5大公共料金の合計金額を自動集計し、通帳に表示します。
マルチペイメント ネットワークサービス	税金や各種公共料金のお支払いを、お客さまのパソコンや携帯電話を使って、ご自身の口座から引落とし、支払先に納めることができるインターネットを使った電子決済サービスです。 なお、本サービスのご利用には、JAネットバンクのご契約が必要となります。
JAバンクでんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用には、「法人JAネットバンク」のご契約が必要です。

## ● 取り扱い業務のご案内

## 手数料のご案内

## 【内国為替手数料】

種 類	区 分	県内JAあて		他金融機関あて		
		金額3万円未満	金額3万円以上	金額3万円未満	金額3万円以上	
振 込 手 数 料	窓口	金額3万円未満	330円	窓口	金額3万円未満	660円
		金額3万円以上	550円		金額3万円以上	880円
	ATM (現金)	金額3万円未満	220円	ATM (現金)	金額3万円未満	550円
		金額3万円以上	440円		金額3万円以上	770円
ATM (当会カード)	金額3万円未満	110円	ATM (当会カード)	金額3万円未満	440円	
	金額3万円以上	330円		金額3万円以上	660円	
送 金 手 数 料	普通扱 (送金小切手)		440円	普通扱 (送金小切手)		660円
代 金 取 立 手 数 料	至急扱・普通扱とも		440円	至急扱		880円
				普通扱		660円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和2年6月30日現在)

## 【貯金ネットサービス取扱手数料】

## ● 当会のキャッシュカードをご利用の場合

時間帯等	取引種類	利用ATM		JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		コンビニ(※1)		その他の金融機関(※2)	
		入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平 日	8:00 ~ 8:45	無料	ご利用できません	無料	110円	110円	110円	220円	ご利用できません	110円	110円	110円	ご利用できません	手数料はご利用の金融機関によって異なります。			
	8:45 ~ 18:00				無料	無料		110円		110円							
	18:00 ~ 21:00				110円	110円		220円		110円	110円						
土 曜 日	8:00 ~ 9:00				110円	110円		110円		220円	110円	110円					
	9:00 ~ 14:00				無料	無料		110円		110円	110円	110円					
	14:00 ~ 17:00				110円	110円		110円		220円	110円	110円					
日 曜 ・ 祝 日 ・ その他時間帯					110円	110円	220円			110円	110円	110円					

(※) 1. ローソン銀行およびイーネット (ファミリーマート他) のATM

(令和2年6月30日現在)

2. オンライン提携 (MICS) 銀行

3. 上記手数料は、現金にて入出金する場合の金額です。

4. ATM稼働時間は、それぞれの金融機関にご確認ください。

5. 12月31日はその曜日に該当する手数料となりますが、コンビニATM提携については日曜・祝日に該当する手数料となります。

6. 1月2日および1月3日は日曜・祝日に該当する手数料となります。

## ● 当会のATMをご利用の場合

時間帯等	取引種類	キャッシュカード種類		JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		その他の金融機関					
		入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金						
平 日	8:00 ~ 8:45	無料	ご利用できません	無料	ご利用できません	220円	110円	110円	220円	110円	220円	110円	220円						
	8:45 ~ 18:00													110円	無料	110円			
	18:00 ~ 21:00													220円	110円	220円			
土 曜 日	9:00 ~ 14:00													110円	110円	110円	110円	110円	110円
	14:00 ~ 17:00													220円	220円	220円	220円	220円	220円
														220円	220円	220円	220円	220円	220円
日 曜 ・ 祝 日 ・ その他時間帯						220円				110円			220円						

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和2年6月30日現在)

## [JA ネットバンク / 法人 JA ネットバンク / ファームバンキングサービス手数料]

利 用 手 数 料 ( 1 契 約 に つ き )	JA ネットバンク	無 料	
	法人 JA ネットバンク	1,100円 (月額)	
	ファームバンキング	550円 (月額)	
振 替 手 数 料		無 料	
振 込 手 数 料	3 万 円 未 満	自 店 あ て	無 料
		県 内 JA あ て	110円
		他 行 あ て	330円
	3 万 円 以 上	自 店 あ て	無 料
		県 内 JA あ て	220円
		他 行 あ て	550円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和2年6月30日現在)

## [JA バンクでんさいサービス手数料]

## ●月額利用料

無 料

## ●主なお取引利用料

## 〈法人 JA ネットバンクを通じたご依頼〉

JA バンクでんさいサービスは、法人ネットバンクを利用したご依頼となります。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・ 支払等にかかる記録手数料	330円

(令和2年6月30日現在)

## 〈書面でのご依頼〉

お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・ 支払等にかかる記録手数料	550円

(令和2年6月30日現在)

(注) 1. 上記手数料には消費税相当額が含まれております。  
2. その他のお取引手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。

## [その他の主な手数料]

店内振込手数料	1件につき	3万円未満	330円
		3万円以上	550円
小切手帳交付手数料	1冊につき	660円	
手形帳交付手数料	1冊につき	880円	
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,100円	
残高証明発行手数料	定例発行	220円	
	都度発行	440円	
	監査法人向け	2,200円	
取引明細書発行	1通につき	1,100円	
各種証明書等再発行	1通につき	550円	
上記以外の発行	1通につき	1,100円	
国債保護預かり口座管理手数料	1口座につき (年額)	無 料	
個人情報開示請求等手数料	1件につき	1,100円	

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和2年6月30日現在)

# 3



## 財務内容のご報告

財務諸表	36
経営指標	52
損益の状況	53
貯金業務の状況	55
貸出金業務の状況	56
有価証券等の状況	61
為替・受託貸付金業務の状況	64
自己資本比率の状況（単体）	65

## ● 財務内容のご報告

## 財務諸表

## [貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	平成30年度 (平成31年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
(資産の部)		
現金	405	432
預 け 金	578,046	544,928
系統預け金	577,855	544,790
系統外預け金	191	138
金 銭 の 信 託	3,897	4,853
有 価 証 券	128,659	153,823
国 債	70,641	67,784
地 方 債	4,004	5,657
政 府 保 証 債	1,308	—
社 債	23,843	37,403
外 国 証 券	16,166	23,713
株 式	1,548	1,338
受 益 証 券	11,146	17,925
貸 出 金	161,134	163,946
手 形 貸 付	11,674	11,526
証 書 貸 付	119,012	119,482
当 座 貸 越	18,160	21,103
金 融 機 関 貸 付	12,285	11,833
そ の 他 資 産	1,936	2,001
従 業 員 貸 付 金	94	82
差 入 保 証 金	342	342
仮 払 金	121	167
そ の 他 の 資 産	646	712
未 収 収 益	716	680
未 決 済 為 替 貸	15	15
有 形 固 定 資 産	328	318
建 物	94	88
土 地	226	225
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8	5
無 形 固 定 資 産	17	9
ソ フ ト ウ ェ ア	15	7
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	2
外 部 出 資	32,772	32,772
系 統 出 資	32,060	32,060
系 統 外 出 資	597	597
子 会 社 等 出 資	114	114
債 務 保 証 見 返	964	1,191
貸 倒 引 当 金	△ 2,807	△ 2,955
資 産 の 部 合 計	905,354	901,322

科 目	平成30年度 (平成31年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
(負債の部)		
貯 金	821,824	812,459
当 座 貯 金	9,416	10,199
普 通 貯 金	13,773	11,593
貯 蓄 貯 金	22	17
通 知 貯 金	11,110	21,210
別 段 貯 金	2,491	2,139
定 期 貯 金	784,843	767,118
定 期 積 金	166	181
譲 渡 性 貯 金	3,000	5,000
借 用 金	30,600	36,000
代 理 業 務 勘 定	3	2
そ の 他 負 債	805	789
未 払 法 人 税 等	49	35
貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	7	9
従 業 員 預 り 金	123	122
仮 受 金	71	106
資 産 除 去 債 務	12	12
そ の 他 の 負 債	2	5
未 払 費 用	497	461
前 受 収 益	11	15
未 決 済 為 替 借	29	20
諸 引 当 金	2,446	2,466
相 互 援 助 積 立 金	1,807	1,860
賞 与 引 当 金	31	29
退 職 給 付 引 当 金	454	413
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	36	43
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	115	118
繰 延 税 金 負 債	1,239	561
債 務 保 証	964	1,191
負 債 の 部 合 計	860,882	858,469
(純資産の部)		
出 資 金	23,463	23,463
利 益 剰 余 金	16,980	17,189
利 益 準 備 金	8,169	8,319
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,811	8,870
特 別 積 立 金	7,121	7,121
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,690	1,749
(うち当期剰余金)	(582)	(500)
会 員 資 本 合 計	40,444	40,653
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,027	2,198
純 資 産 の 部 合 計	44,472	42,852
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	905,354	901,322

## [損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)	令和元年度 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)
<b>経 常 収 益</b>	<b>7,757</b>	<b>7,505</b>
資 金 運 用 収 益	6,309	5,693
貸 出 金 利 息	1,317	959
預 け 金 利 息	63	54
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,450	1,457
そ の 他 受 入 利 息	3,477	3,221
(うち受取奨励金)	(3,104)	(2,976)
(うち受取特別配当金)	(370)	(242)
役 務 取 引 等 収 益	813	815
受 入 為 替 手 数 料	28	30
そ の 他 の 受 入 手 数 料	785	785
そ の 他 事 業 収 益	350	717
受 取 助 成 金	0	0
国 債 等 債 券 売 却 益	49	83
受 取 出 資 配 当 金	300	634
そ の 他 経 常 収 益	283	279
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	196	60
金 銭 の 信 託 運 用 益	64	50
そ の 他 の 経 常 収 益	22	167
<b>経 常 費 用</b>	<b>7,006</b>	<b>6,889</b>
資 金 調 達 費 用	4,612	4,394
貯 金 利 息	248	122
譲 渡 性 貯 金 利 息	6	0
借 用 金 利 息	70	-
そ の 他 支 払 利 息	4,285	4,271
(うち支払奨励金)	(4,284)	(4,270)
役 務 取 引 等 費 用	763	754
支 払 為 替 手 数 料	9	8
そ の 他 の 支 払 手 数 料	736	740
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	18	5
そ の 他 事 業 費 用	81	77
支 払 助 成 金	54	55
国 債 等 債 券 売 却 損	-	17
国 債 等 債 券 償 還 損	0	-
金 融 派 生 商 品 費 用	26	3
経 常 費 用	1,394	1,401
人 件 費	682	704
物 件 費	668	648
税 金	44	48
そ の 他 経 常 費 用	154	261
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	87	147
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額	53	53
貸 出 金 償 却 損	0	-
株 式 等 売 却 損	9	53
株 式 等 償 却 損	1	-
そ の 他 の 経 常 費 用	2	6
<b>経 常 利 益</b>	<b>750</b>	<b>616</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>0</b>	<b>13</b>
固 定 資 産 処 分 益	0	13
<b>特 別 損 失</b>	<b>0</b>	<b>17</b>
固 定 資 産 処 分 損 失	-	16
減 損 損 失	0	0
税 引 前 当 期 利 益	750	613
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	134	90
法 人 税 等 調 整 額	32	21
法 人 税 等 合 計	167	112
当 期 剰 余 金	582	500
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,107	1,248
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,690	1,749

## [キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	750	613
減価償却費	18	17
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 115	147
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 29	△ 40
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	45	61
資金運用収益	△ 6,309	△ 5,693
資金調達費用	4,612	4,394
有価証券関係損益 (△は益)	△ 184	△ 16
金銭の信託運用損益 (△は運用益)	△ 64	△ 50
固定資産処分損益 (△は益)	△ 0	2
貸出金の純増 (△) 減	2,577	△ 2,811
預け金の純増 (△) 減	9,000	23,000
貯金の純増減 (△)	△ 11,214	△ 7,365
借入金の純増減 (△)	3,900	5,400
資金運用による収入	6,426	5,779
資金調達による支出	△ 4,762	△ 4,424
事業分量配当金の支払額	△ 100	-
その他増減	△ 99	△ 72
小 計	4,452	18,941
法人税等の支払額	△ 269	△ 105
事業活動によるキャッシュ・フロー	<b>4,183</b>	<b>18,835</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 21,653	△ 59,856
有価証券の売却による収入	8,337	14,884
有価証券の償還による収入	15,503	17,841
金銭の信託の増加による支出	△ 1,000	△ 1,500
固定資産の取得による支出	△ 10	△ 0
固定資産の売却による収入	0	△ 2
外部出資による支出	△ 5,477	-
外部出資の売却等による収入	1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ <b>4,298</b>	△ <b>28,633</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 10,000	-
出資の増額による収入	4,000	-
出資配当金の支払額	△ 291	△ 291
回転出資金の払戻しによる支出	△ 900	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ <b>7,191</b>	△ <b>291</b>
<b>4 現金および現金同等物に係る換算差額</b>	-	-
<b>5 現金および現金同等物の増加額</b>	<b>△ 7,307</b>	<b>△ 10,090</b>
<b>6 現金および現金同等物の期首残高</b>	<b>62,554</b>	<b>55,247</b>
<b>7 現金および現金同等物の期末残高</b>	<b>55,247</b>	<b>45,157</b>

## 【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
1 当期末処分剰余金	1,690	1 当期末処分剰余金	1,749
2 剰余金処分量		2 剰余金処分量	
(1) 利益準備金	150	(1) 利益準備金	120
(2) 出資配当金	291	(2) 出資配当金	351
3 次期繰越剰余金	1,248	3 次期繰越剰余金	1,277

(注) 出資金の配当率は、次のとおりです。  
 平成30年度 1.5%  
 令和元年度 1.5%

## [注 記 表]

平成30年度	令和元年度
<p><b>1 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建築附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上して</p>	<p><b>1 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p>

平成30年度	令和元年度																																
<p>おります。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかると控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p> <p>[追加情報] 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当年度から適用しております。</p>	<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかると控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>																																
<h2>2 貸借対照表に関する事項</h2> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、929百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>15百万円</td> <td>32百万円</td> <td>48百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保に供している資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>17,100百万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">担保資産に対応する債務</th> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>17,100百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券702百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は77百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は196百万円です。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は2,811百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	15百万円	32百万円	48百万円	担保に供している資産		預け金	17,100百万円	担保資産に対応する債務		借入金	17,100百万円	<h2>2 貸借対照表に関する事項</h2> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、885百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>17百万円</td> <td>25百万円</td> <td>43百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保に供している資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>17,100百万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">担保資産に対応する債務</th> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>17,100百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券702百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計2,363百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は122百万円です。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は203百万円です。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(9) 貸出金のうち、破綻先債権額は137百万円、延滞債権額は2,661百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」と</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	17百万円	25百万円	43百万円	担保に供している資産		預け金	17,100百万円	担保資産に対応する債務		借入金	17,100百万円
	1年以内	1年超	合計																														
オペレーティング・リース	15百万円	32百万円	48百万円																														
担保に供している資産																																	
預け金	17,100百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
借入金	17,100百万円																																
	1年以内	1年超	合計																														
オペレーティング・リース	17百万円	25百万円	43百万円																														
担保に供している資産																																	
預け金	17,100百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
借入金	17,100百万円																																

## 平成30年度

が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,811百万円です。

なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (12) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は74,989百万円です。

- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。

## 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額  
該当はありません。
- (2) 子会社等との取引による費用総額 882百万円  
うち事業取引高 882百万円  
うち事業取引以外の取引高 - 百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は202百万円であります。
- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
業務外資産	土地	奥州市	0百万円
業務外資産	土地	二戸市	0百万円
合計			0百万円

業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。

業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は、路線価等に基づき算定しております。

## 4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員とな

## 令和元年度

いう。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,798百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は69,922百万円です。

- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。

## 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円  
うち事業取引高 0百万円  
うち事業取引以外の取引高 - 百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 851百万円  
うち事業取引高 851百万円  
うち事業取引以外の取引高 - 百万円
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
業務外資産	土地	奥州市	0百万円
業務外資産	土地	二戸市	0百万円
合計			0百万円

業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については遊休資産と賃貸資産に区分し、物件ごとにグルーピングをしております。

業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は、路線価等に基づき算定しております。

## 4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員とな

平成30年度	令和元年度
<p>って運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p>	<p>って運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p>
<p>J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>	<p>J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>
<p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p>	<p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p>
<p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p>	<p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p>
<p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p>	<p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p>
<p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p>	<p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p>
<p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p>	<p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p>
<p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p>	<p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p>
<p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p>	<p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p>
<p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p>	<p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p>
<p>a 信用リスクの管理</p>	<p>a 信用リスクの管理</p>
<p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p>	<p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p>
<p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備しております。</p>	<p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備しております。</p>
<p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p>	<p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p>
<p>b 市場リスクの管理</p>	<p>b 市場リスクの管理</p>
<p>(a) 金利リスクの管理</p>	<p>(a) 金利リスクの管理</p>
<p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、金利リスクの管理を行っております。</p>	<p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、金利リスクの管理を行っております。</p>
<p>以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（△EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。</p>	<p>以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（△EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。</p>
<p>ア 上方パラレルシフト イ 下方パラレルシフト ウ スティープ化</p>	<p>ア 上方パラレルシフト イ 下方パラレルシフト ウ スティープ化</p>
<p>また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p>	<p>また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p>
<p>(b) 為替リスクの管理</p>	<p>(b) 為替リスクの管理</p>
<p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p>	<p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p>
<p>(c) 価格変動リスクの管理</p>	<p>(c) 価格変動リスクの管理</p>
<p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p>	<p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p>

## 平成30年度

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

## (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。

## (e) 市場リスクにかかる定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当社で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当社では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が95百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当社は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	405	405	-
預け金	578,046	578,010	△35
金銭の信託			
その他の金銭の信託	3,897	3,897	-
有価証券			
その他有価証券	128,659	128,659	-
貸出金	161,228		
貸倒引当金	△1,967		
貸倒引当金控除後	159,261	160,794	1,533
資産計	870,270	871,767	1,497
貯金	824,824	824,735	△88
借入金	30,600	30,599	△0
負債計	855,424	855,335	△88

## 令和元年度

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

## (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。

## (e) 市場リスクにかかる定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当社で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当社では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が120百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当社は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	544,928	544,945	17
金銭の信託			
その他の金銭の信託	4,853	4,853	-
有価証券			
その他有価証券	153,823	153,823	-
貸出金	164,028		
貸倒引当金	△2,102		
貸倒引当金控除後	161,925	163,236	1,310
資産計	865,531	866,858	1,327
貯金	817,459	817,530	70
借入金	36,000	36,000	-
負債計	853,459	853,530	70

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除して

平成30年度	令和元年度												
<p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金94百万円を含めております。</p> <p>3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金3,000百万円を含めております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は下記cおよびdと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。</p> <p>固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: right;">32,772百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">32,772百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。</p>		貸借対照表計上額	外部出資	32,772百万円	合計	32,772百万円	<p>おります。</p> <p>2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金82百万円を含めております。</p> <p>3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金5,000百万円を含めております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記cおよびdと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。</p> <p>固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: right;">32,772百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">32,772百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。</p>		貸借対照表計上額	外部出資	32,772百万円	合計	32,772百万円
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,772百万円												
合計	32,772百万円												
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,772百万円												
合計	32,772百万円												

## 平成30年度

2. 当年度にかかる減損処理額は非上場株式1銘柄、1百万円であります。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	578,046	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	15,100	10,700	23,350	17,681	6,048	47,514
貸出金	44,024	19,992	25,599	21,901	19,936	28,611
合計	637,171	30,692	48,949	39,582	25,984	76,126

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）13,675百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,068百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	821,485	206	105	11	13	2
譲渡性貯金	3,000	-	-	-	-	-
借入金	17,400	2,700	5,500	5,000	-	-
合計	841,885	2,906	5,605	5,011	13	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券  
該当はありません。
- ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,398	820	578
	債券			
	国債	69,647	65,588	4,058
	地方債	4,004	3,902	102
	社債	23,047	22,698	348
	その他	6,353	6,297	55
	その他	6,313	5,369	944
	小計	110,764	104,678	6,086
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	150	162	△12
	債券			
	国債	993	1,007	△13
	社債	796	797	△1
	その他	11,121	11,295	△173
	その他	4,832	5,048	△215
	小計	17,894	18,311	△416
合計		128,659	122,989	5,669

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,568百万円を差し引いた金額4,101百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

## 令和元年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	544,928	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	10,558	24,166	18,868	7,003	9,182	76,652
貸出金	52,897	26,095	22,575	23,725	19,719	17,959
合計	608,384	50,262	41,443	30,729	28,902	94,612

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）15,917百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等972百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	802,119	10,217	102	13	3	2
譲渡性貯金	5,000	-	-	-	-	-
借入金	19,600	5,300	5,000	6,100	-	-
合計	826,719	15,517	5,102	6,113	3	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券  
該当はありません。
- ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,108	686	422
	債券			
	国債	61,139	58,066	3,072
	地方債	2,978	2,901	76
	社債	13,460	13,293	166
	その他	5,569	5,503	66
	その他	12,430	11,114	1,315
	小計	96,686	91,566	5,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	230	258	△27
	債券			
	国債	6,645	6,749	△104
	地方債	2,678	2,691	△12
	社債	23,943	24,297	△354
	その他	18,143	18,699	△555
	その他	5,495	5,874	△379
	小計	57,136	58,570	△1,433
合計		153,823	150,137	3,686

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,019百万円を差し引いた金額2,666百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

## 平成30年度

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	206	151	9
債券	4,649	49	-
その他	84	44	-
合計	4,940	245	9

## 6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,897	4,000	△102	-	△102

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産28百万円を加えた金額△74百万円が「その他の有価証券評価差額金」に含まれております。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

## 7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	483百万円
退職給付費用	34百万円
退職給付の支払額	△ 38百万円
制度への拠出額	△ 24百万円
期末における退職給付引当金	454百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	498百万円
年金資産	△ 498百万円
	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	454百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	454百万円
退職給付引当金	454百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	454百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	33百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠

## 令和元年度

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	430	46	53
債券	8,763	83	17
その他	269	14	-
合計	9,463	144	71

## 6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託  
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,853	5,500	△646	-	△646

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産178百万円を加えた金額△467百万円が「その他の有価証券評価差額金」に含まれております。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

## 7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	454百万円
退職給付費用	32百万円
退職給付の支払額	△ 49百万円
制度への拠出額	△ 24百万円
期末における退職給付引当金	413百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	455百万円
年金資産	△ 455百万円
	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	413百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	413百万円
退職給付引当金	413百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	413百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	33百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠

平成30年度	令和元年度																																																																																																								
<p>出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、115百万円となっております。</p>	<p>出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118百万円となっております。</p>																																																																																																								
<h3>8 税効果会計に関する事項</h3> <p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>647百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>125百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>499百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>89百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>109百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,540百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,239百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>301百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△1,539百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td>△1,540百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td>△1,239百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>1.07%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△5.99%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.51%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>△1.00%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>22.31%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	647百万円	賞与引当金超過額	10百万円	退職給付引当金超過額	125百万円	相互援助積立金超過額	499百万円	繰延資産償却超過額	17百万円	未払事業税	8百万円	特例業務負担金引当金超過額	32百万円	未払奨励金	89百万円	その他	109百万円	繰延税金資産小計	1,540百万円	評価性引当額	△1,239百万円	繰延税金資産合計 (A)	301百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△1,539百万円	その他	△0百万円	繰延税金負債合計 (B)	△1,540百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,239百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.99%	住民税均等割等	0.51%	評価性引当額の増減	△1.00%	その他	0.06%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.31%	<h3>8 税効果会計に関する事項</h3> <p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>689百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>114百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,542百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,263百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>279百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△840百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td>△841百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td>△561百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△14.83%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>3.92%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0.03%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>18.31%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	689百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	114百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	17百万円	未払事業税	5百万円	特例業務負担金引当金超過額	32百万円	未払奨励金	83百万円	その他	75百万円	繰延税金資産小計	1,542百万円	評価性引当額	△1,263百万円	繰延税金資産合計 (A)	279百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△840百万円	その他	△0百万円	繰延税金負債合計 (B)	△841百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△561百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.83%	住民税均等割等	0.63%	評価性引当額の増減	3.92%	その他	△0.03%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%
繰延税金資産																																																																																																									
貸倒引当金超過額	647百万円																																																																																																								
賞与引当金超過額	10百万円																																																																																																								
退職給付引当金超過額	125百万円																																																																																																								
相互援助積立金超過額	499百万円																																																																																																								
繰延資産償却超過額	17百万円																																																																																																								
未払事業税	8百万円																																																																																																								
特例業務負担金引当金超過額	32百万円																																																																																																								
未払奨励金	89百万円																																																																																																								
その他	109百万円																																																																																																								
繰延税金資産小計	1,540百万円																																																																																																								
評価性引当額	△1,239百万円																																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	301百万円																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	△1,539百万円																																																																																																								
その他	△0百万円																																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	△1,540百万円																																																																																																								
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,239百万円																																																																																																								
法定実効税率	27.66%																																																																																																								
(調整)																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.99%																																																																																																								
住民税均等割等	0.51%																																																																																																								
評価性引当額の増減	△1.00%																																																																																																								
その他	0.06%																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.31%																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																									
貸倒引当金超過額	689百万円																																																																																																								
賞与引当金超過額	9百万円																																																																																																								
退職給付引当金超過額	114百万円																																																																																																								
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																																																								
繰延資産償却超過額	17百万円																																																																																																								
未払事業税	5百万円																																																																																																								
特例業務負担金引当金超過額	32百万円																																																																																																								
未払奨励金	83百万円																																																																																																								
その他	75百万円																																																																																																								
繰延税金資産小計	1,542百万円																																																																																																								
評価性引当額	△1,263百万円																																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	279百万円																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	△840百万円																																																																																																								
その他	△0百万円																																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	△841百万円																																																																																																								
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△561百万円																																																																																																								
法定実効税率	27.66%																																																																																																								
(調整)																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.83%																																																																																																								
住民税均等割等	0.63%																																																																																																								
評価性引当額の増減	3.92%																																																																																																								
その他	△0.03%																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%																																																																																																								
<h3>9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</h3> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>	<h3>9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</h3> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																																																																								

## [会計監査人の監査]

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 確 認 書

私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第72事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 菅原 和則

## ● 財務内容のご報告

## 役員等の報酬体系

## [役員]

## 1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

## 2 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	45	7

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)  
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

## 3 対象役員の報酬等の決定等

## ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体および学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

## ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## [職員等]

### ●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- （注）
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
  2. 「同等額」は、令和元年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
  3. 令和元年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

## [その他]

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## ● 財務内容のご報告

## 経営指標

## [最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	9,031	8,652	8,441	7,757	7,505
経 常 利 益	1,771	1,271	1,170	750	616
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,317	2,156	1,949	1,690	1,749
( 当 期 剰 余 金 )	(1,465)	(980)	(934)	(582)	(500)
出 資 金 総 額	19,463	19,463	19,463	23,463	23,463
( 出 資 口 数 )	(1,946千口)	(1,946千口)	(1,946千口)	(2,346千口)	(2,346千口)
純 資 産 額	43,225	41,927	41,586	44,472	42,852
総 資 産 額	886,213	907,245	920,233	905,354	901,322
貯 金 等 残 高	807,984	828,291	836,038	824,824	817,459
貸 出 金 残 高	161,765	164,016	163,712	161,134	163,946
有 価 証 券 残 高	143,309	132,792	131,157	128,659	153,823
剰 余 金 配 当 金 額	591	591	391	291	351
・ 出 資 配 当 額	291	291	291	291	351
・ 事 業 分 量 配 当 額	300	300	100	-	-
職 員 数	93	91	81	79	74
単 体 自 己 資 本 比 率	18.77	16.16	15.36	14.69	13.88

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金および外部出資等損失引当金を控除した額です。  
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。  
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

## [貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	19.5	20.0	0.5
	期 中 平 均	18.0	19.1	1.1
貯 証 率	期 末	16.0	19.4	3.4
	期 中 平 均	14.5	17.0	2.5
貯 預 率	期 末	70.0	66.6	△ 3.4
	期 中 平 均	73.2	69.2	△ 4.0

- (注) 1. 貯貸率=貸出金残高(平残)÷貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残)×100  
 2. 貯証率=有価証券残高(金銭の信託を含む)(平残)÷貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残)×100  
 3. 貯預率=預け金残高(平残)÷貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残)×100

## ● 財務内容のご報告

## 損益の状況

## [利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,714	1,322	△ 391
役 務 取 引 等 収 支	50	60	10
そ の 他 事 業 収 支	268	640	371
<b>事 業 粗 利 益</b>	<b>2,033</b>	<b>2,024</b>	<b>△ 8</b>
( 事 業 粗 利 益 率 )	0.22	0.23	0.01

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))  
 (※平成30年度 17百万円、令和元年度 24百万円)  
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用  
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支  
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## [資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
<b>資 金 運 用 勘 定</b>	<b>943,019</b>	<b>6,309</b>	<b>0.67</b>	<b>878,873</b>	<b>5,693</b>	<b>0.65</b>
うち 預 け 金	654,801	3,538	0.54	580,037	3,273	0.56
うち 有 価 証 券	126,845	1,450	1.14	138,290	1,457	1.05
うち 貸 出 金	161,266	1,317	0.82	160,455	959	0.60
<b>資 金 調 達 勘 定</b>	<b>932,646</b>	<b>4,594</b>	<b>0.49</b>	<b>871,324</b>	<b>4,370</b>	<b>0.50</b>
うち 貯 金 ・ 定 積	837,015	4,533	0.54	829,579	4,392	0.53
うち 譲 渡 性 貯 金	57,442	6	0.01	8,284	0	0.01
うち 借 用 金	38,063	70	0.19	33,333	-	0.00
<b>総 資 金 利 ざ や</b>			<b>0.03</b>			<b>△ 0.02</b>

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率  
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)  
 ／(貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋従業員預り金)－金銭の信託運用見合額)×100  
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金および受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれて  
 おります。  
 3. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## [受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項 目	平成30年度増減額	令和元年度増減額
<b>受 取 利 息</b>	<b>△ 382</b>	<b>△ 616</b>
うち 預 け 金	△ 189	△ 264
うち 有 価 証 券	△ 82	6
うち 貸 出 金	△ 109	△ 357
<b>支 払 利 息</b>	<b>△ 236</b>	<b>△ 224</b>
うち 貯 金 ・ 定 積	△ 228	△ 140
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 2	△ 5
うち 借 用 金	0	△ 70
<b>差 引</b>	<b>△ 146</b>	<b>△ 391</b>

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金および受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。  
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## [利益率]

(単位：%)

項 目	平成30年度	令和元年度	増 減
総資産経常利益率	0.08	0.07	△ 0.01
純資産経常利益率	2.05	1.53	△ 0.52
総資産当期純利益率	0.06	0.05	△ 0.01
純資産当期純利益率	1.59	1.24	△ 0.35

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金/純資産勘定平均残高×100

## [経費の内訳]

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
<b>人 件 費</b>	<b>682</b>	<b>704</b>
役員報酬	45	45
給料手当	499	503
うち賞与引当金繰入	31	29
福利厚生費	96	114
退職給付費用	33	33
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入	7	7
<b>物 件 費</b>	<b>668</b>	<b>648</b>
事業推進費	93	73
債権管理費	2	1
旅費・交通費	20	14
業務費	149	168
負担金	201	188
施設費	179	187
雑費	20	13
<b>税金</b>	<b>44</b>	<b>48</b>
<b>経費合計</b>	<b>1,394</b>	<b>1,401</b>

## [業務純益]

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度	増 減
業務純益	635	623	△ 12

(注) 業務純益とは事業粗利益から経費および一般貸倒引当金繰入額を控除したものです。

## ● 財務内容のご報告

## 貯金業務の状況

## [科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
流動性貯金	34,322 ( 4.1 )	43,019 ( 5.3 )	8,697
定期性貯金	785,010 ( 95.2 )	767,299 ( 93.9 )	△ 17,711
その他の貯金	2,491 ( 0.3 )	2,139 ( 0.2 )	△ 351
計	821,824 ( 99.6 )	812,459 ( 99.4 )	△ 9,365
譲渡性貯金	3,000 ( 0.4 )	5,000 ( 0.6 )	2,000
合 計	824,824 ( 100.0 )	817,459 ( 100.0 )	△ 7,365

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

## [科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
流動性貯金	44,402 ( 5.0 )	39,808 ( 4.7 )	△ 4,593
定期性貯金	791,949 ( 88.5 )	788,913 ( 94.2 )	△ 3,035
その他の貯金	664 ( 0.1 )	857 ( 0.1 )	193
計	837,015 ( 93.6 )	829,579 ( 99.0 )	△ 7,436
譲渡性貯金	57,442 ( 6.4 )	8,284 ( 1.0 )	△ 49,158
合 計	894,458 ( 100.0 )	837,863 ( 100.0 )	△ 56,594

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

## [定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
定期貯金	784,843 ( 100.0 )	767,118 ( 100.0 )	△ 17,725
うち固定金利定期	784,843 ( 100.0 )	767,118 ( 100.0 )	△ 17,725
うち変動金利定期	- ( - )	- ( - )	-

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。  
 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

## ● 財務内容のご報告

## 貸出金業務の状況

## [科目別貸出金残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
手形貸付	11,674 ( 7.2 )	11,526 ( 7.0 )	△ 148
証書貸付	119,012 ( 73.9 )	119,482 ( 72.9 )	470
当座貸越	18,160 ( 11.3 )	21,103 ( 12.9 )	2,943
金融機関貸付	12,285 ( 7.6 )	11,833 ( 7.2 )	△ 452
割引手形	- ( - )	- ( - )	-
合 計	<b>161,134 ( 100.0 )</b>	<b>163,946 ( 100.0 )</b>	<b>2,811</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [科目別貸出金残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
手形貸付	11,766 ( 7.3 )	11,752 ( 7.3 )	△ 14
証書貸付	118,818 ( 73.7 )	120,838 ( 75.3 )	2,020
当座貸越	16,108 ( 10.0 )	15,758 ( 9.8 )	△ 350
金融機関貸付	14,572 ( 9.0 )	12,106 ( 7.6 )	△ 2,466
割引手形	- ( - )	- ( - )	-
合 計	<b>161,266 ( 100.0 )</b>	<b>160,455 ( 100.0 )</b>	<b>△ 810</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	131,871 ( 81.8 )	131,807 ( 80.4 )	△ 63
変動金利貸出	29,262 ( 18.2 )	32,138 ( 19.6 )	2,875
合 計	<b>161,134 ( 100.0 )</b>	<b>163,946 ( 100.0 )</b>	<b>2,811</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の用途別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
設備資金	102,881 ( 63.8 )	101,462 ( 61.9 )	△ 1,419
運転資金	58,252 ( 36.2 )	62,483 ( 38.1 )	4,230
合 計	<b>161,134 ( 100.0 )</b>	<b>163,946 ( 100.0 )</b>	<b>2,811</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯 金 等	12,815	12,702	△ 112
有 価 証 券	100	150	50
動 産	310	282	△ 27
不 動 産	6,026	6,260	233
そ の 他 担 保 物	1,173	1,133	△ 39
計	20,425	20,529	103
農業信用基金協会保証	3,435	3,409	△ 26
そ の 他 保 証	33	23	△ 9
計	3,468	3,432	△ 36
信 用	137,239	139,983	2,744
合 計	161,134	163,946	2,811

## [債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	5	5
計	-	5	5
信 用	964	1,186	222
合 計	964	1,191	227

## [貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
農 業	2,646 ( 1.6 )	2,823 ( 1.7 )	176
林 業	79 ( 0.1 )	69 ( 0.0 )	△ 10
水 産 業	300 ( 0.2 )	300 ( 0.2 )	-
製 造 業	5,048 ( 3.1 )	5,296 ( 3.2 )	247
鉱 業	- ( - )	- ( - )	-
建 設 業	707 ( 0.4 )	1,002 ( 0.6 )	295
電気・ガス・熱供給・水道業	269 ( 0.2 )	259 ( 0.2 )	△ 10
運 輸 ・ 通 信 業	185 ( 0.1 )	174 ( 0.1 )	△ 10
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	16,536 ( 10.3 )	17,218 ( 10.5 )	681
金 融 ・ 保 険 業	14,585 ( 9.1 )	15,633 ( 9.5 )	1,047
不 動 産 業	5,040 ( 3.1 )	4,697 ( 2.9 )	△ 342
サ ー ビ ス 業	13,841 ( 8.6 )	15,382 ( 9.4 )	1,541
地 方 公 共 団 体	95,137 ( 59.0 )	93,572 ( 57.1 )	△ 1,564
そ の 他	6,756 ( 4.2 )	7,516 ( 4.6 )	759
合 計	161,134 ( 100.0 )	163,946 ( 100.0 )	2,811

(注) ( )内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## [主要な農業関係の貸出金残高]

### ①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
農 業	2,584	2,668	84
穀 作	36	35	△ 0
野 菜 ・ 園 芸	353	444	91
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	39	39	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,154	2,148	△ 6
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	17,580	17,045	△ 535
合 計	20,165	19,714	△ 451

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

### ②資金種類別

#### [貸出金]

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	17,800	17,225	△ 575
農 業 制 度 資 金	2,364	2,488	124
農 業 近 代 化 資 金	2,027	2,155	128
そ の 他 制 度 資 金	337	333	△ 4
合 計	20,165	19,714	△ 451

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### [受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 (農林水産事業)	6,614	7,522	907

## [リスク管理債権の状況]

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	-	137	137
延滞債権額	2,811	2,661	△ 150
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計 (A)	2,811	2,798	△ 13
担保・保証による保全額 (B)	1,041	998	△ 42
個別貸倒引当金引当額 (C)	1,497	1,641	143
担保・保証等控除後債権額(A-B-C)	273	159	△ 114

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもをいいます。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 全貸出額に占めるリスク管理債権の割合は1.70%です。

## [金融再生法開示債権区分に基づく保全状況]

平成30年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	527	70	-	457	527
危 険 債 権	2,327	878	118	1,044	2,041
要 管 理 債 権	-	-	-	-	-
小 計	2,855	948	118	1,502	2,568
正 常 債 権	159,383				
合 計	162,238				

令和元年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	506	61	0	444	506
危 険 債 権	2,333	862	99	1,208	2,171
要 管 理 債 権	-	-	-	-	-
小 計	2,840	924	100	1,653	2,678
正 常 債 権	162,419				
合 計	165,259				

- (注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
  - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
  - 要管理債権とは、3か月以上延滞債権で、注1および注2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
  - 正常債権とは、債務者の財政状況および経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2および注3に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

### [元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

### [貸倒引当金の期末残高および期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	平成30年度				令和元年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	462	465	-	462	465	465	461	-	465	461
個別貸倒引当金	2,460	2,342	202	2,258	2,342	2,342	2,494	-	2,342	2,494
合 計	2,923	2,807	202	2,720	2,807	2,807	2,955	-	2,807	2,955

### [貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	203	-

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

## ● 財務内容のご報告

## 有価証券等の状況

## [種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
国 債	70,641 ( 54.9 )	67,784 ( 44.1 )	△ 2,856
地 方 債	4,004 ( 3.1 )	5,657 ( 3.7 )	1,653
短 期 社 債	- ( - )	- ( - )	-
社 債	23,843 ( 18.5 )	37,403 ( 24.3 )	13,559
株 式	1,548 ( 1.2 )	1,338 ( 0.9 )	△ 209
外 国 証 券	16,166 ( 12.6 )	23,713 ( 15.4 )	7,547
そ の 他 の 証 券	12,455 ( 9.7 )	17,925 ( 11.6 )	5,470
合 計	128,659 ( 100 )	153,823 ( 100.0 )	25,163

(注) 1. ( )内は構成比です。  
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [種類別有価証券残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
国 債	69,413 ( 54.7 )	64,181 ( 46.4 )	△ 5,232
地 方 債	5,279 ( 4.2 )	5,013 ( 3.6 )	△ 265
短 期 社 債	- ( - )	- ( - )	-
社 債	25,213 ( 19.9 )	33,503 ( 24.2 )	8,289
株 式	1,032 ( 0.8 )	926 ( 0.7 )	△ 106
外 国 証 券	12,081 ( 9.5 )	21,040 ( 15.2 )	8,958
そ の 他 の 証 券	13,824 ( 10.9 )	13,625 ( 9.9 )	△ 198
合 計	126,845 ( 100 )	138,290 ( 100.0 )	11,445

(注) 1. ( )内は構成比です。  
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

## [有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成30年度								
国 債	8,567	26,773	14,624	-	-	20,675	-	70,641
地 方 債	1,915	1,334	532	221	-	-	-	4,004
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	3,321	4,397	1,434	5,511	7,754	1,425	-	23,843
株 式	-	-	-	-	-	-	1,548	1,548
外 国 証 券	101	1,975	4,478	1,766	7,843	-	-	16,166
そ の 他 の 証 券	1,308	500	3,330	2,352	2,761	-	2,201	12,455
合 計	15,214	34,981	24,400	9,853	18,359	22,101	3,750	128,659
令和元年度								
国 債	7,067	32,738	1,030	-	-	26,947	-	67,784
地 方 債	809	507	524	218	-	3,598	-	5,657
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	1,710	4,042	7,079	3,898	14,220	5,562	889	37,403
株 式	-	-	-	-	-	-	1,338	1,338
外 国 証 券	997	3,605	5,570	2,582	7,847	3,110	-	23,713
そ の 他 の 証 券	-	2,786	1,733	2,919	6,569	1,640	2,274	17,925
合 計	10,584	43,681	15,937	9,619	28,637	40,860	4,503	153,823

(注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [有価証券の時価情報等]

## 1. 有価証券の時価情報

## (1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

## (2) 満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

## (3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,398	820	578	1,108	686	422
	債券	96,699	92,190	4,509	77,578	74,262	3,315
	国債	69,647	65,588	4,058	61,139	58,066	3,072
	地方債	4,004	3,902	102	2,978	2,901	76
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	23,047	22,698	348	13,460	13,293	166
	その他	12,667	11,667	999	17,999	16,617	1,382
	外国証券	5,044	4,998	46	5,569	5,503	66
	その他の証券	7,622	6,669	952	12,430	11,114	1,315
	小 計	<b>110,764</b>	<b>104,678</b>	<b>6,086</b>	<b>96,686</b>	<b>91,566</b>	<b>5,119</b>
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	150	162	△ 12	230	258	△ 27
	債券	1,790	1,805	△ 15	33,267	33,738	△ 471
	国債	993	1,007	△ 13	6,645	6,749	△ 104
	地方債	-	-	-	2,678	2,691	△ 12
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	796	797	△ 1	23,943	24,297	△ 354
	その他	15,954	16,343	△ 389	23,639	24,573	△ 934
	外国証券	11,121	11,295	△ 173	18,143	18,699	△ 555
	その他の証券	4,832	5,048	△ 215	5,495	5,874	△ 379
	小 計	<b>17,894</b>	<b>18,311</b>	<b>△ 416</b>	<b>57,136</b>	<b>58,570</b>	<b>△ 1,433</b>
合 計	<b>128,659</b>	<b>122,989</b>	<b>5,669</b>	<b>153,823</b>	<b>150,137</b>	<b>3,686</b>	

## 2. 金銭の信託の時価情報

## (1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## (2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## (3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
平成30年度					
その他の金銭の信託	3,897	4,000	△ 102	-	△ 102
令和元年度					
その他の金銭の信託	4,853	5,500	△ 646	-	△ 646

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 3. デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

## ● 財務内容のご報告

## 為替・受託貸付金業務の状況

## [内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

		平成30年度		令和元年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込	件 数	104,394	53,446	111,102	52,169
	金 額	610,396	629,872	458,258	461,053
代金取立	件 数	37	2	34	-
	金 額	559	5	512	-
雑 為 替	件 数	6,548	7,856	6,365	7,650
	金 額	1,708	3,026	1,162	2,672

## [受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	平成30年度	令和元年度
株式会社 日本政策金融公庫 ( 農 林 水 産 事 業 )	6,614	7,522
株式会社 日本政策金融公庫 ( 国 民 生 活 事 業 )	179	158
独立行政法人 住宅金融支援機構	4,329	3,772
独立行政法人 福祉医療機構	17	14
農 業 者 年 金 基 金	-	-
合 計	11,140	11,467

## ● 財務内容のご報告

## 自己資本比率の状況（単体）

## 〔自己資本の状況〕

## ● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、13.88%となりました。

## ● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

## 普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円（前年度234億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）および統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## [自己資本の構成]

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	40,152	40,301
うち、出資金および資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	16,980	17,189
うち、外部流出予定額(△)	291	351
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,272	2,322
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,272	2,322
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,425	42,623
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	9
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	17	9

項 目	平成30年度	令和元年度
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	42,407	42,613
リスク・アセット等 (三)		
信用リスク・アセットの額の合計額	284,231	303,066
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,418	△ 760
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,418	△ 760
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,367	3,827
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	288,599	306,894
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	14.69%	13.88%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## [自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
現金	405	-	-	432	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	66,720	-	-	64,924	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	99,133	-	-	99,247	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	205	41	1	205	41	1
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,299	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	501	-	-	-	-	-
地方三公社向け	396	0	-	396	0	-
金融機関および第一種金融商品 取引業者向け	609,757	119,568	4,782	584,176	114,277	4,571
法人等向け	58,417	43,928	1,757	75,567	54,226	2,169
中小企業等向けおよび個人向け	446	288	11	409	273	10
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	3,582	3,391	135	3,690	3,450	138
三月以上延滞等	536	116	4	318	58	2
取立未済手形	15	3	0	15	3	0
信用保証協会等による保証付	3,449	319	12	3,439	323	12
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,765	1,765	70	2,062	2,062	82
（うち出資等のエクスポージャー）	1,765	1,765	70	2,062	2,062	82
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	45,674	109,979	4,399	49,866	120,490	4,819
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等およびその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	3,131	7,829	313	7,362	18,407	736
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	39,997	99,993	3,999	39,998	99,995	3,999
（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエク スポージャー）	300	752	30	279	699	27
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい る他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段のう ち、その他外部TLAC関連調達 手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー）	-	-	-	6	9	0
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,244	1,403	56	2,219	1,378	55
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-

区 分	平成30年度			令和元年度		
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,418	7,197	287	22,218	8,568	342
（うちルックスルー方式）	14,418	7,197	287	22,218	8,568	342
（うちマナデート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	/	△ 2,418	△ 96	/	△ 760	△ 30
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	906,728	284,231	11,369	907,472	303,066	12,122
CVAリスク相当額÷8%	/	-	-	/	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	906,728	284,231	11,369	907,472	303,066	12,122
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	4,367	174	3,827	153		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	288,599	11,543	306,894	12,275		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- $$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## [信用リスクに関する事項]

### ● リスク管理の方針および手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しています。

### ● 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成30年度					令和元年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	875,986	166,066	95,480	-	536	861,002	171,205	108,174	-	318	
国外	16,323	-	16,323	-	-	24,251	-	24,251	-	-	
地域別残高計	892,310	166,066	111,803	-	536	885,254	171,205	132,426	-	318	
法人	農業	2,959	2,959	-	-	144	3,110	3,110	-	-	167
	林業	179	179	-	-	-	274	274	-	-	-
	水産業	300	300	-	-	-	300	300	-	-	-
	製造業	10,934	5,550	4,711	-	196	14,286	5,898	7,817	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	9,975	7,251	2,602	-	70	12,356	6,802	5,104	-	65
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,634	269	5,309	-	-	6,366	259	6,107	-	-
	運輸・通信業	3,851	613	3,101	-	-	4,542	399	3,984	-	-
	金融・保険業	643,379	11,160	21,639	-	-	625,909	15,674	32,776	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	41,332	37,238	3,806	-	-	46,021	39,517	6,111	-	-
	日本国政府・地方公共団体	165,853	95,222	70,631	-	-	164,172	93,648	70,524	-	-
上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-	
個人	1,471	1,471	-	-	125	1,720	1,720	-	-	85	
その他	5,598	3,850	-	-	-	5,352	3,600	-	-	-	
業種別残高計	892,310	166,066	111,803	-	536	885,254	171,205	132,426	-	318	
1年以下	616,579	23,353	15,145	-	-	588,659	33,175	10,522	-	-	
1年超3年以下	86,173	52,500	33,672	-	-	95,189	54,951	40,238	-	-	
3年超5年以下	66,893	46,452	20,441	-	-	62,928	48,674	14,253	-	-	
5年超7年以下	30,683	23,259	7,424	-	-	15,714	8,963	6,750	-	-	
7年超10年以下	18,544	2,909	15,635	-	-	25,614	3,194	22,419	-	-	
10年超	32,100	12,617	19,482	-	-	50,760	13,422	37,338	-	-	
期限の定めのないもの	41,334	4,974	-	-	-	46,387	8,824	903	-	-	
残存期間別残高計	892,310	166,066	111,803	-	-	885,254	171,205	132,426	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

## a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成30年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	462	465	-	462	465	465	461	-	465	461
個別貸倒引当金	2,460	2,342	202	2,258	2,342	2,342	2,494	-	2,342	2,494

## b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成30年度						令和元年度						
	貸倒引当金					貸出金償却	貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	2,460	2,342	202	2,258	2,342	-	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,460	2,342	202	2,258	2,342	-	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	
法人	農業	358	388	-	358	388	-	388	385	-	388	385	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	349	469	-	349	469	-	469	663	-	469	663	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	91	81	-	91	81	-	81	71	-	81	71	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	24	23	-	24	23	-	23	22	-	23	22	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	737	482	202	534	482	202	482	454	-	482	454	-
上記以外	840	840	-	840	840	-	840	840	-	840	840	-	
個人	57	55	-	57	55	0	55	56	-	55	56	-	
業種別計	2,460	2,342	202	2,258	2,342	203	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
0%	-	180,373	180,373	-	178,389	178,389
2%	-	-	-	-	-	-
4%	-	-	-	-	-	-
10%	-	3,724	3,724	-	3,757	3,757
20%	2,606	598,584	601,190	5,305	572,127	577,432
35%	-	-	-	-	-	-
50%	21,778	410	22,189	30,294	244	30,539
75%	-	387	387	-	374	374
100%	6,437	36,150	42,587	10,145	37,470	47,615
150%	-	38	38	-	11	11
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	41,817	41,817	-	47,133	47,133
その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-
合計	30,822	861,487	892,310	45,745	839,508	885,254

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 【信用リスク削減手法に関する事項】

## ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	799	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	501	-	-	-	-
地方三公社向け	-	396	-	-	396	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	1,100	-	-
法人等向け	-	530	-	-	527	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	19	-	-	16	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	-	2,247	-	1,100	940	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 【派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項】

### ● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程および余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

#### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成30年度	令和元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

## 平成30年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

## 令和元年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	-	-	-	-

- (注) 1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 2.「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
想定元本額	-	-

## [証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

## [オペレーショナル・リスクに関する事項]

### ● リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止又は誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査および内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

### ● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## [出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

### ●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針および余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

#### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,548	1,548	1,338	1,338
非上場	32,772	32,772	32,772	32,772
合計	34,321	34,321	34,111	34,111

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

#### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
151	9	1	46	53	-

#### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
578	12	422	27

#### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## [リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	14,418	22,218
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## [金利リスクに関する事項]

### ● リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ▶ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### ▶ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

#### ▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

### ● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

#### ▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

#### ▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

#### ▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

#### ▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

#### ▶ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の増加によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

### ● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

#### IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,489	9,293	1,239	
2	下方パラレルシフト	$\Delta$ 2,148	$\Delta$ 1,794	0	
3	スティープ化	9,199	5,908		
4	最大値	12,489	9,293	1,239	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
5	自己資本の額	42,613		42,407	

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「 $\Delta$ NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

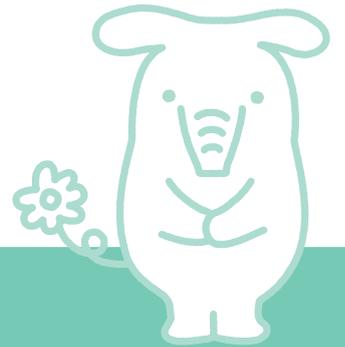
(用語説明)

- ・ 「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。



©よりぞう

# 4



## コンプライアンス等への 取り組み

---

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み・・・	82
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応・・・	83
利用者保護への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	84
利益相反管理方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	85
個人情報保護への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	86
金融 ADR 制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	87
金融円滑化への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	88
内部監査体制およびリスク管理体制・・・・・・・・	89

● コンプライアンス等への取り組み

# コンプライアンス等への取り組み

## コンプライアンス (法令等遵守) への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められております。

当会はその責任を十分認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、年度ごとに策定するコンプライアンス・プログラムに基づき、業務遂行上の留意点等について計画的に研修を行う等、コンプライアンスの一層の定着に取り組んでおります。

### 《法令等遵守に係る基本方針》

#### (当会の社会的責任と公共的使命の認識)

第1条 当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

#### (会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供)

第2条 「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与する。

#### (法令やルールの厳格な遵守)

第3条 すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

#### (反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応)

第4条 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マ

ナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

#### (透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実)

第5条 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

#### (職員の人権の尊重等)

第6条 職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。

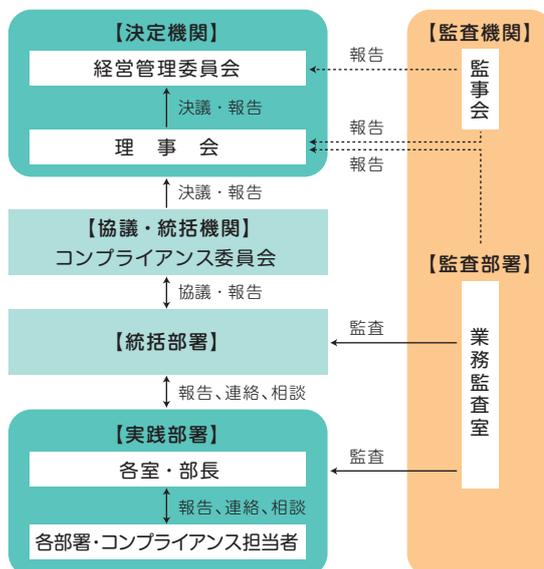
#### (環境問題への取組)

第7条 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。

#### (持続可能な社会貢献活動への取組)

第8条 当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

### 《コンプライアンス実施体制》



## マネー・ローン ダリング等 および反社会的 勢力等への対応

当会は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

### 《マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつまじまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### （運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### （マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### （反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### （組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### （外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 利用者保護への 取 り 組 み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適切かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るための継続的な取り組みを行っております。

### 《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備に努める。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

## 利益相反 管理方針の 概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農協法、金融商品取引法、関係するガイドラインおよび利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

### 《利益相反管理方針の概要》

#### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### 3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守

秘義務に違反しない場合に限りです。）

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。

この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 個人情報保護 への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護宣言」を策定・公表するとともに個人情報の取り扱いにかかる内部管理規程等を定め、統括管理者を設置する等個人情報の保護に係る体制を整備しております。

### 《個人情報保護宣言》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、地域金融機関として、JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献するため、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の事項を遵守することを宣言します。

#### 1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護宣言に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

#### 2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

#### 3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

#### 5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

#### 9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

#### 10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号  
岩手県信用農業協同組合連合会  
TEL 019-626-8726

## 金融ADR制度 への対応

金融ADR制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法などに各金融機関の行為規制が定められています。

具体的には、苦情など金融分野のトラブルが発生した場合、「公正・中立な第三者（弁護士等）の関与を経て、当事者同士の話し合いで解決の途を探る」方法で、弁護士会が設置・運営する「仲裁センター」等において非公開の手続きで行われるため、当事者の秘密が守られるなどのメリットがあります。

### ①苦情処理措置の内容

当会では、利用者のみなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

苦情等受付窓口	資金部	電話番号	019-626-8726（貯金関係）
	融資部	電話番号	019-626-8735（貸出関係）
	受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）	

なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

一般社団法人JAバンク相談所	電話番号	03-6837-1359
	受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

### ②紛争解決措置の内容

苦情などの申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者のみなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会	紛争解決支援センター
--------	------------

なお、JAバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者のみなさまはJAバンク相談所を通じて弁護士会をご利用いただけます。

## 金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

（令和元年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権は、163件、6,525百万円となっております。）

### 《金融円滑化にかかる基本的方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応できるよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明できるよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、  
(1) 代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。  
(2) 代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。  
(3) 「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ●コンプライアンス等への取り組み

## 内部監査体制およびリスク管理体制

## 内部監査体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

## リスク管理体制

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関としてALM・リスク管理委員会を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスクを総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

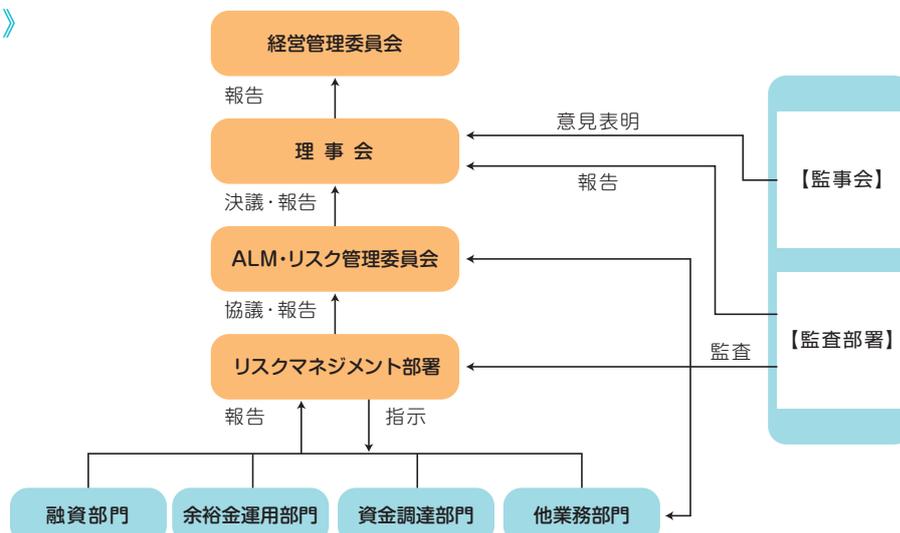
## ①リスク管理全般

「リスクマネジメント方針」等リスク管理に係る重要事項の決定は理事会で行っております。また、各種リスクの実態把握および統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査および債権管理能力の向上に努めております。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

## 《リスク管理体制》



## ②各種リスク管理

## 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理するなど、信用リスク管理に努めております。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めております。

## 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等についてBPV（ベース・ポイント・バリュー）やVaR（バリュー・アット・リスク）の計測手法を用いてリスク量計測を行うとともに、銀行勘定の金利リスク量（ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII）を計測し、管理しております。

リスク  
マネジメント

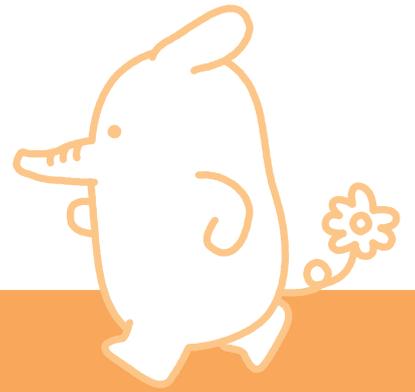
## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、正確な事務処理を怠る、あるいは事務処理を誤る等、人為的なエラーにより損失を被るリスク（事務リスク）や、コンピュータシステムのダウンまたはシステムの不備等、技術的なエラーにより損失を被るリスク（システムリスク）等の総称です。

当会では、事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を図っております。さらに事務リスク管理の強化を図るため、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクに対してはセキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。

5

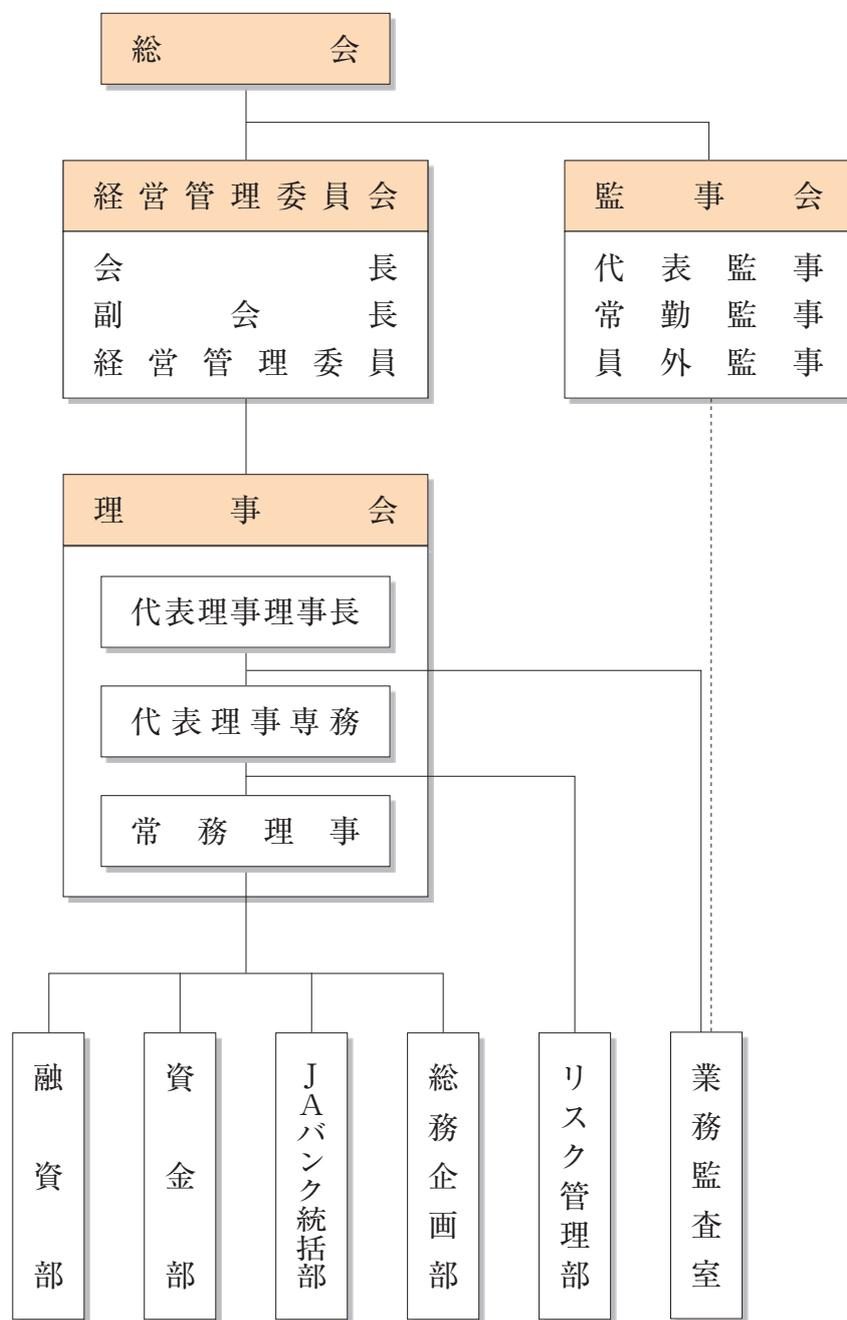


## 当会のプロフィール

組織図・職員数	92
役員	93
店舗・会員数等	94
当会のあゆみ	95

● 当会のプロフィール

## 組織図・職員数



(令和2年6月30日現在)

### [職員数]

区分	平成30年度	令和元年度
男子職員	56人	53人
女子職員	23人	21人
合計	79人	74人

(令和2年3月31日現在)

## ● 当会のプロフィール

## 役員



経営管理委員会会長  
小野寺 敬 作



経営管理委員会副会長  
後 藤 元 夫



代表理事理事長  
菅 原 和 則



代表理事専務  
荒木田 裕 樹

## [役員の一覧]

## ● 経営管理委員会

経営管理委員会会長（非常勤）	小野寺 敬 作
経営管理委員会副会長（非常勤）	後 藤 元 夫
経営管理委員（非常勤）	佐 藤 鋳 一
経営管理委員（非常勤）	浅 沼 清 一
経営管理委員（非常勤）	菊 池 司
経営管理委員（非常勤）	伊 藤 清 孝
経営管理委員（非常勤）	畑 中 新 吉
経営管理委員（非常勤）	千 田 幸 男

## ● 理事会

代表理事理事長（常勤）	菅 原 和 則
代表理事専務（常勤）	荒木田 裕 樹
常務理事（常勤）	工 藤 孝 志

## ● 監事会

代表監事（非常勤）	小 川 節 男
常勤監事（常勤）	鈴 木 邦 彦
員外監事（非常勤）	穀 田 有 一

（令和2年6月30日現在）

## ● 当会のプロフィール

## 店舗・会員数等

## [店舗]

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	盛岡市大通一丁目2番1号	019-626-8700

## [会員数]

資格	平成30年度	令和元年度
正会員	21会員	21会員
准会員	62会員	61会員
合計	83会員	82会員

## access

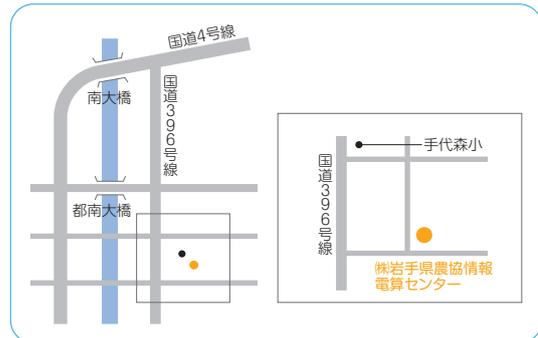


## [子会社等]

名称	株式会社 岩手県農協情報電算センター
所在地	盛岡市黒川7地割19番地
設立年月日	昭和53年4月14日
資本金	440百万円
当会出資比率	26.1%
業務内容	電算機処理の受託およびシステム開発

注) 関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額および投資利益の金額の重要性が乏しいことから、令和2年3月における個別財務諸表への注記を省略しており、連結貸借対照表等いわゆる連結財務諸表については、作成していません。

## access



## [自動化機器設置状況]

	台数
県内JA設置ATM	177
当会設置ATM	3
合計	180

(令和2年3月31日現在)

## [会計監査人の名称]

みのり監査法人(令和2年6月現在) 所在地 東京都港区

## [特定信用事業代理業者の状況]

該当する取引はありません。



## ● 当会のプロフィール

## 当会のあゆみ（暦年）

## 昭 和

- 22年 「農業協同組合法」公布
- 23年 当会設立
- 29年 農林漁業金融公庫資金業務取扱い開始
- 37年 産業会館落成に伴い本所事務所移転
- 38年 住宅金融公庫資金業務取扱い開始
- 39年 全国農協貯金者保護制度発足
- 41年 内国為替業務開始
- 45年 盛岡手形交換所に代理交換加盟
- 49年 全国農協信用事業相互援助制度発足
- 51年 当会年度末貯金残高1,000億円達成
- 53年 雇用促進事業団の財形進学融資業務受託  
国民金融公庫の進学資金貸付業務受託
- 54年 全国銀行内国為替制度加盟
- 55年 当会年度末貯金残高2,000億円達成
- 56年 事務センター完成、オンラインシステム稼動
- 57年 現金自動支払機（CD）稼動
- 58年 協同クレジットカード（JAカード）取扱い開始
- 59年 県下農協貯金5,000億円達成記念並びに組合金融躍進  
大会開催  
江刺支所を水沢支所に統合。平成8年まで段階的に13  
支所を統廃合
- 60年 全国農協貯金ネットサービス稼動
- 61年 自由金利型定期貯金の取扱開始  
当会年度末貯金残高3,000億円達成
- 62年 岩手銀行とのCDオンライン提携開始
- 63年 マイカーローン「ウイング」発売

## 平 成

- 1年 レディースプラン「ほほえみ」発売
- 2年 都銀等との業態間CDオンライン提携（MICS）加盟  
当会年度末貯金残高4,000億円達成
- 3年 外貨両替業務取扱い開始
- 4年 当会年度末貯金残高5,000億円達成  
CIの展開 愛称「JA」の採用
- 6年 国債窓口販売業務取扱い開始（自己窓販）
- 8年 信用新オンラインシステム稼動  
支所閉所による本所集中体制の実現並びに本所1階店  
舗開設
- 9年 会内LAN稼動
- 10年 当会創立50周年記念式典開催  
JAバンクの導入
- 11年 投信販売業務取扱い開始
- 12年 県内イントラネット稼動
- 13年 経営管理委員会制度導入  
JAグループ貯金1兆254億円達成  
JAネットバンクサービス開始

- 14年 JAバンク基本方針に基づく「JAバンク岩手県本部」の設置  
郵便貯金とのATM提携
- 16年 JASTEMシステム稼動（農協系統全国統一オンライン  
システム）  
JAバンク岩手ローンセンター開設  
JAバンク岩手事務集中センター開設
- 17年 決済用貯金取扱開始  
システムサービサー岩手営業所開設  
セブン銀行とのATM提携
- 18年 新JAカード取扱い開始
- 19年 JAいわてグループ経営健全化計画（再発防止策）策定  
JAバンク岩手農業金融センター開設
- 20年 3地区のJA合併に伴う財務支援の実施
- 21年 自己資本増強の実施  
農林中央金庫の増資への対応
- 22年 JAバンク岩手年金センター・同人材育成センター開設  
米戸別所得補償支払いへの対応
- 23年 東日本大震災の発生および復興支援対応  
JASTEM次期システム稼動  
県下JA貯金1兆円達成
- 24年 震災特例支援スキームに基づく、資本注入の対応  
JAバンク岩手ローンセンターによる特定信用事業代理  
業の開始
- 25年 第16次経営3か年計画スタート  
CS改善プログラム導入  
コンビニATM（LANs、e-net）提携
- 26年 県下JA全渉外担当者、全店舗にタブレット端末導入  
法人JAネットバンクサービス開始  
JAバンク岩手アカデミー研修施設設置
- 27年 JAバンクでんさいサービス開始  
夏期・年末キャンペーン「ちょリスでGO！」発売  
農協改革に伴うJAバンク自己改革を決定
- 28年 第17次経営3か年計画スタート  
中央会・連合会の共通機構として「JAいわてグループ  
農業担い手サポートセンター」を設置  
信用事業強化計画の遂行による優先出資の全額消却  
経営健全化計画の前倒し達成による劣後ローンの全額  
返済
- 29年 JA岩手中央酪の信用事業を譲受  
定期積金「カナエール」発売
- 30年 「JAいわてグループ経営健全化計画」の達成承認  
岩手県中小企業家同友会と包括連携協定締結
- 31年 自己資本増強の実施  
当会創立70周年記念誌発刊  
第18次経営3か年計画スタート

## 令 和

- 1年 会計監査人による監査開始

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）……………ページ

<b>1 概況および組織に関する事項</b>	
（1）業務の運営の組織……………	6、92
（2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名……………	93
（3）会計監査人の名称……………	94
（4）事務所の名称および所在地……………	94
（5）特定信用事業代理業者に関する事項……………	94
<b>2 主要な業務の内容</b>	
（1）主要な業務の内容……………	26～34
<b>3 主要な業務に関する事項</b>	
（1）直近の事業年度における事業の概況……………	9～14
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況……………	52
a 経常収益	
b 経常利益又は経常損失	
c 当期剰余金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
（3）直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標……………	53～54
b 貯金に関する指標……………	55
c 貸出金等に関する指標……………	56～60
d 有価証券に関する指標……………	61～63
<b>4 業務の運営に関する事項</b>	
（1）リスク管理の体制……………	89～90
（2）法令遵守の体制……………	82
（3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況……………	20
（4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容……………	87
<b>5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書……………	36～48
（2）貸出金にかかる額およびその合計額……………	59
a 破綻先債権に該当する貸出金	
b 延滞債権に該当する貸出金	
c 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
（3）元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項……………	60
（4）自己資本の充実の状況……………	65～79
（5）取得価額又は契約価額、時価および評価損益……………	61～63
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c テリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（6）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額……………	60
（7）貸出金償却の額……………	60
（8）会計監査人の監査を受けている旨……………	48

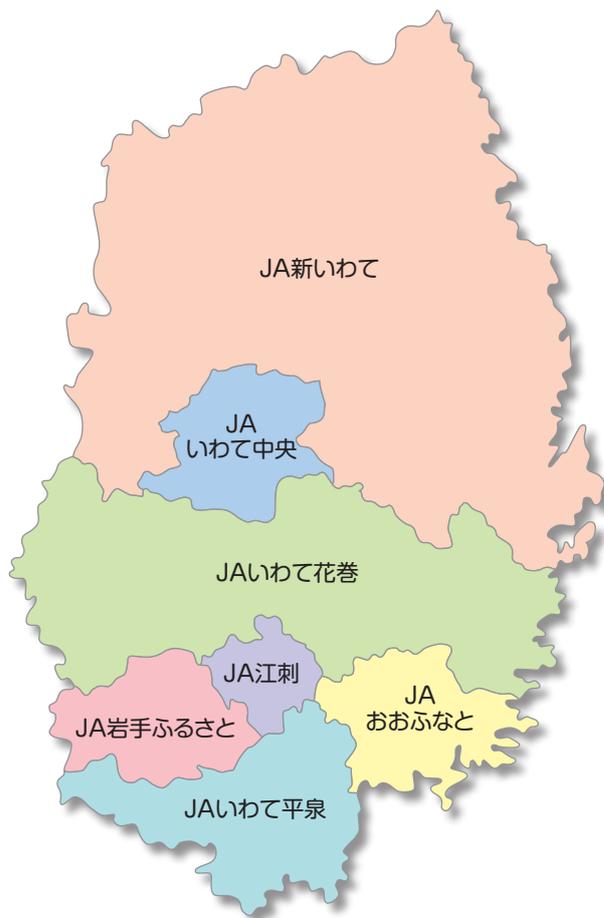
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系……………	50～51
---------------	-------

## JAバンク岩手のネットワーク

県内JA数	7JA
店舗数	107店舗
移動店舗車両配置JA	JA新しいわて JAいわて花巻 JA岩手ふるさと JAおおふなと

令和2年6月30日現在



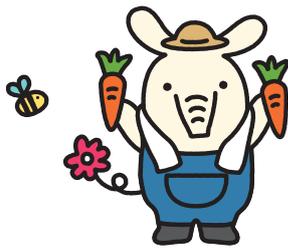
## 様々な情報を満載！ JAバンク岩手の公式サイト

JAバンク岩手の概要や、県内JAのお取扱商品・サービス等といったJAバンク岩手の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンや携帯電話を利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」など、各種メニューへのリンクも充実しています。



<https://www.jaiwate.or.jp/jabank/>





## JA岩手県信連の現況

JA岩手県信連 総務企画部  
〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号  
TEL 019-626-8700  
URL <https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren>

令和2年7月発行

